（仮称）西東京市
第３次男女平等参画推進計画
（素案）

平成 26 年３月

西東京市

目　次

第１章　計画の策定にあたって・・・

Ⅱ-３　男女平等を阻む暴力の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）
Ⅱ-４　性と生殖に関する健康支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
基本目標Ⅲ　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進・・・・・ 59
Ⅲ-１　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり ・・・・ 62
Ⅲ-２　男性の家事・育児・介護への参加促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
Ⅲ-３　子育てへの支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
Ⅲ-４　介護への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
基本目標Ⅳ　男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化・・・・・・・・・・ 71
Ⅳ-１　男女平等推進センター パリテの事業の充実 ・・・・・・・・・・・・・ 74
Ⅳ-２　推進体制の整備と充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
Ⅳ-３　庁内の男女平等参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
Ⅳ-４　男女平等参画推進計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
◆　課題ごとの指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **83**
１　男女平等参画推進に関する国内外の主な動き ・・・・・・・・・・・・・ 85
２　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・・・・・ 00
３　男女共同参画社会基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 00
４　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・ 00
５　東京都男女平等参画基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 00
６　西東京市男女平等参画推進委員会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 00
７　西東京市男女平等参画推進委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・ 00
８　西東京市男女平等参画推進委員会開催経過 ・・・・・・・・・・・・・・ 00
９　西東京市男女平等推進会議設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 00
10　用語集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 00

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成 16）年３月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第１次計画」とする）を策定し、2009（平成 21）年３月には第１次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第２次男女平等参画推進計画」（以下「第２次計画」とする）を策定しました。2008（平成 20）年４月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

西東京市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「西東京市第３次男女平等参画推進計画」を策定します。

２　計画の背景

（１）世界の中の日本の状況

①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。2012（平成 24）年には、HDI（人間開発指数）では 187 か国中 10 位、GII（ジェンダー不平等指数）では 148 か国中 21 位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）では 135 か国中 101 位となっています。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことから HDI や GII の順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGI の順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）:「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の３つの側面を測る指数。（出生時の平均寿命、知識、１人あたり国民総所得を用いて算出）

GII（Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数）：国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。（妊産婦死亡率、15～19 歳の女性 1,000 人当たりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合、労働力率の５指標から構成）

GGI（Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数）：男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済、教育、政治、保健の各分野から算出され０が完全不平等、１が完全平等を意味する。

②女子差別撤廃委員会の我が国に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会で採択された条約であり、日本は 1985（昭和 60）年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第 17 条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。2009（平成 21）年８月、女子差別撤廃委員会は日本における取り組みに対する最終見解として勧告を出しました。勧告の内容は、雇用及び政治的・公的活動への参画促進、固定的性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題に対する取り組みなど、21 項目にわたっています。

（２）日本の動き

①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

2007（平成 19）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）が改正され、市町村にも配偶者暴力対策基本計画の策定と、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務となりました。

②育児・介護休業法の改正

2009（平成 21）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、子育て期間中の働き方の見直し（短時間勤務制度・所定外労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充）、父親も子育てができる働き方の実現（パパ・ママ育休プラスなど）、仕事と介護の両立支援（介護のための短期の休暇制度の創設）、実効性の確保（苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設など）が盛り込まれました。

③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について政労使トップによる合意

2010（平成 22）年６月、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえて新たな視点や取り組みを盛り込み、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使トップによる新たな合意が結ばれました。行動指針には、地方公共団体の取り組みとして、地域の実情に即した取り組み（住民の理解や合意形成促進、ＮＰＯ等の活動を通じた中小企業経営者等の取り組み促進）、企業の取り組みの支援・促進（認証・認定制度、表彰、融資制度など）、多様な働き方に対応した多様な子育て支援、育児・介護等の社会的基盤形成が記載されました。

④「第３次男女共同参画基本計画」策定

2010（平成 22）年 12 月、国は、男女共同参画社会基本法の施行から 10 年の反省を踏まえ、実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。第 3 次基本計画では、固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」などの関連施策との密接な連携を図るとしています。また、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進について、改めて強調している視点として掲げ、15 分野にわたる施策を網羅しています。

⑤男女共同参画の視点による「防災基本計画」の改正

1995（平成 7）年の阪神淡路大震災以降、2005（平成 17）年、2008（平成 20）年に国の「防災基本計画」が改正され、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮が盛り込まれました。さらに、東日本大震災の発生後、2011（平成 23）年 12 月と 2012（平成 24）年 9 月にも、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点をより具体的に記載し、計画を改定しています。

（３）東京都の動き

①「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス＆サポート東京プラン」の改定

東京都は、2012（平成 24）年３月に「男女平等参画のための東京都行動計画　チャンス＆サポート東京プラン 2012」を策定しました。重点課題として、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止を掲げ、配偶者からの暴力の防止に関する具体的な施策は「東京都配偶者暴力対策基本計画」に掲載しています。

②「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定

東京都は、「東京都配偶者暴力対策基本計画」の計画期間が 2011（平成 23）年度で終了するため、2012（平成 24）年３月に計画を改定しました。改定後の計画においては、施策推進上の中心的視点として、暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実、相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化、区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実の３点を掲げています。

（4）西東京市の動き

①西東京市男女平等参画推進計画の策定

西東京市では、2004（平成 16）年３月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、６つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、2007（平成 19）年に西東京市民意識・実態調査を実施、2009（平成 21）年３月に第１次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第 2 次計画を策定しました。庁内の横断的な組織である男女平等推進会議が、男女平等に関する施策の総合調整、施策の調査、研究および立案、計画の推進に関する業務を所掌しています。また、計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

②西東京市男女平等推進センター パリテの開設

2008（平成 20）年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

③男女平等推進担当課が生活文化課から、協働コミュニティ課に変更

2010（平成 22）年の組織改正により、男女平等推進を担当する部署が生活文化課から協働コミュニティ課へと変わりました。これにより、男女平等参画社会の実現に向けて、企業や市民団体、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組む姿勢が明らかになりました。

３　計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

４　計画の性格・位置づけ

（1）　この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第 14 条第３項）」です。

（2）　この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定します。

（3）　この計画の基本目標Ⅱ（人権の尊重とあらゆる暴力の根絶）の課題Ⅱ-2（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。

（4）　この計画は、男女平等参画社会をめざす第１次、第２次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。

（5）　この計画は、西東京市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。

（6）　この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。

（7）　この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。

（8）　この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

５　計画の期間

この計画の期間は、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの５カ年とします。

計画の位置づけ

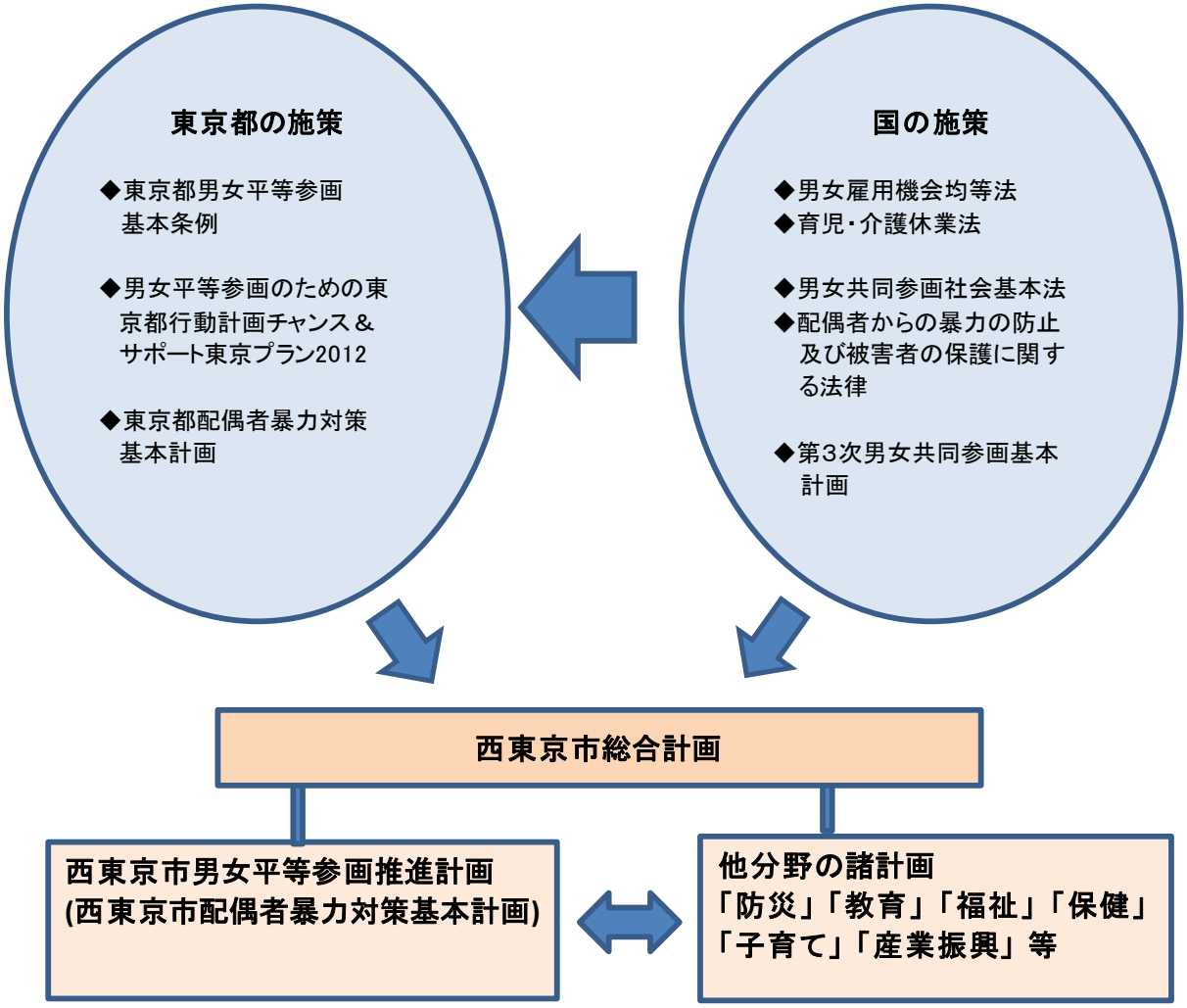
東京都の施策
◆東京都男女平等参画基本条例
◆男女平等参画のための東京都行動計画チャンス＆サポート東京プラン2012
◆東京都配偶者暴力対策基本計画
国の施策
◆男女雇用機会均等法
◆育児・介護休業法
◆男女共同参画社会基本法
◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
◆第3次男女共同参画基本計画
西東京市総合計画
西東京市男女平等参画推進計画
(西東京市配偶者暴力対策基本計画)
他分野の諸計画
「防災」「教育」「福祉」「保健」
「子育て」「産業振興」等

第２章　西東京市の現状と男女平等参画の課題

１　少子・高齢化と世帯構成の変化

（１）３区分別人口の推移

西東京市の人口は微増傾向にあり、平成 25 年１月１日現在で 194,784 人となっています。

年齢３区分別の人口構成比をみると、65 歳以上の割合は、平成 20 年の 19.7%から平成 25 年には 21.7%と増加しています。0～14 歳の割合は横ばいであり、13%程度となっています。今後も高齢化はすすむと予測されるため、高齢社会においても男女がいきいきと個性と能力を発揮できるための施策の充実が課題です。

図表　年齢３区分別人口構成・構成比（西東京市）

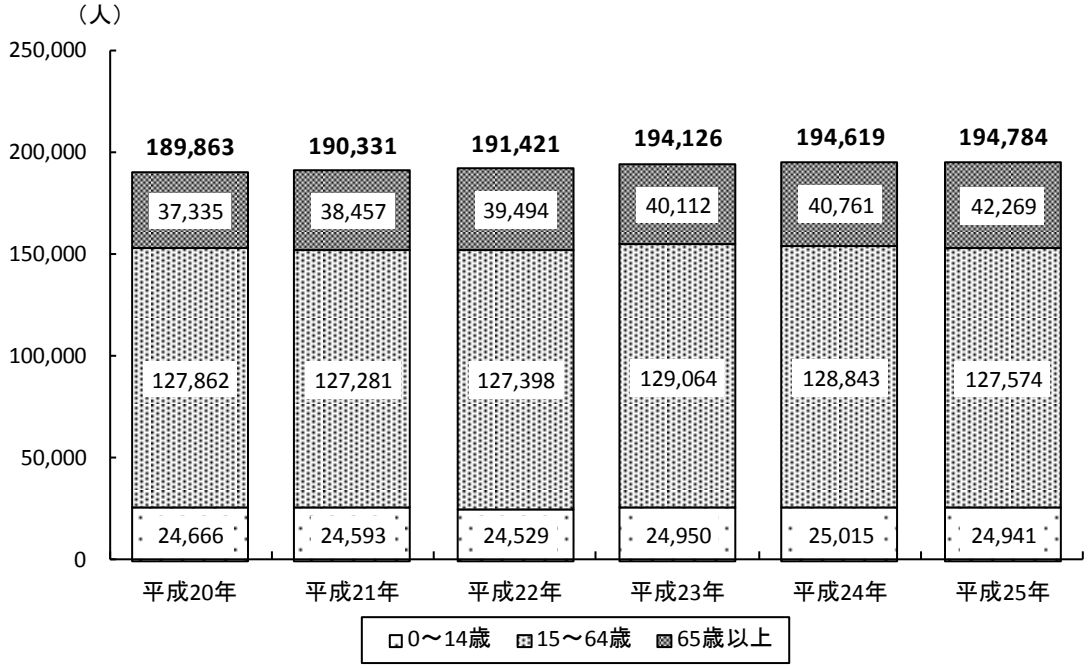

（%）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	13.0	12.9	12.8	12.9	12.9	12.8
15～64歳	67.3	66.9	66.6	66.5	66.2	65.5
65歳以上	19.7	20.2	20.6	20.7	20.9	21.7

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

（2）合計特殊出生率

西東京市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成16年の1.09から平成20年の1.21までは上昇傾向です。平成21年に1.09となりますが、再び上昇し、平成23年には1.29となり、東京都平均を上回っています。

しかし、全国平均は下回っており、0～14歳の年少人口も13%程度であることから、少子化対策、子育てへの社会的支援という方向性からも男女平等参画施策をすすめる必要があります。

図表　合計特殊出生率の推移（西東京市、東京都、全国）

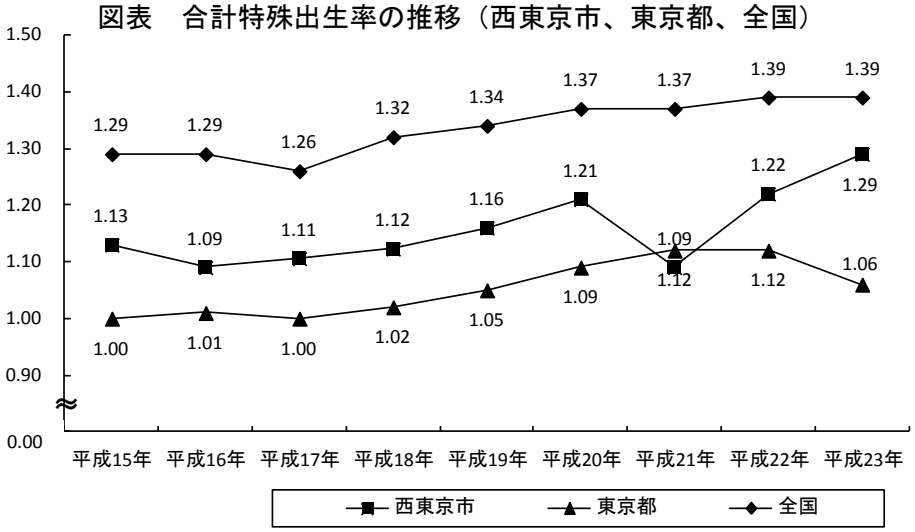

資料：人口動態統計

（3）世帯類型の変化

西東京市の世帯類型の構成比をみると、平成12年から平成22年にかけて、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」は増加し、一方で「夫婦と子ども」は減少しています。

図表　世帯類型構成比の推移（西東京市）

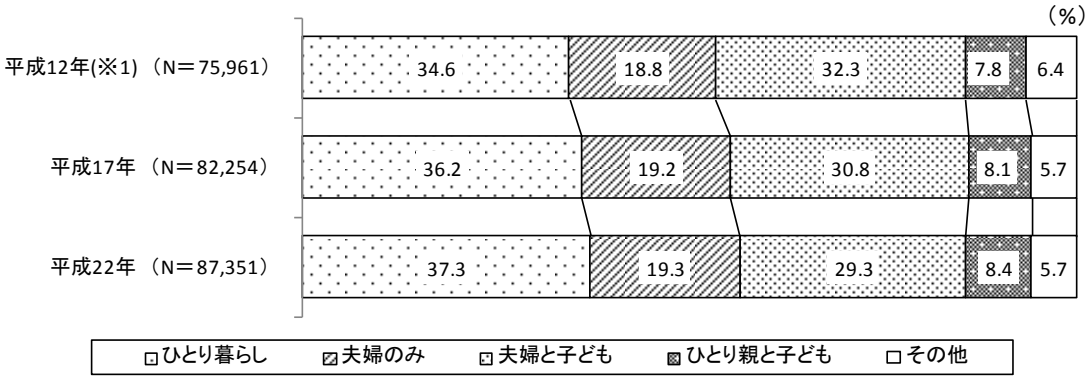

※1　田無市と保谷市の合計

資料：国勢調査

２　女性の労働と男女平等参画

（１）女性の労働力率

西東京市の女性の労働力率をみると、25～29 歳で高くなっていますが、その後減少し、再び 40～44 歳で上昇しています。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向が分かります。平成 12 年、17 年と比べて平成 22 年は、30～34 歳と、60 歳以降が高くなっていますが、35～39 歳の労働力率はあまり変化がない状況です。

また、全国、東京都と比較すると、35～39 歳のいわゆるM字の谷部分が低くなっています。

図表　15 歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の推移（西東京市）

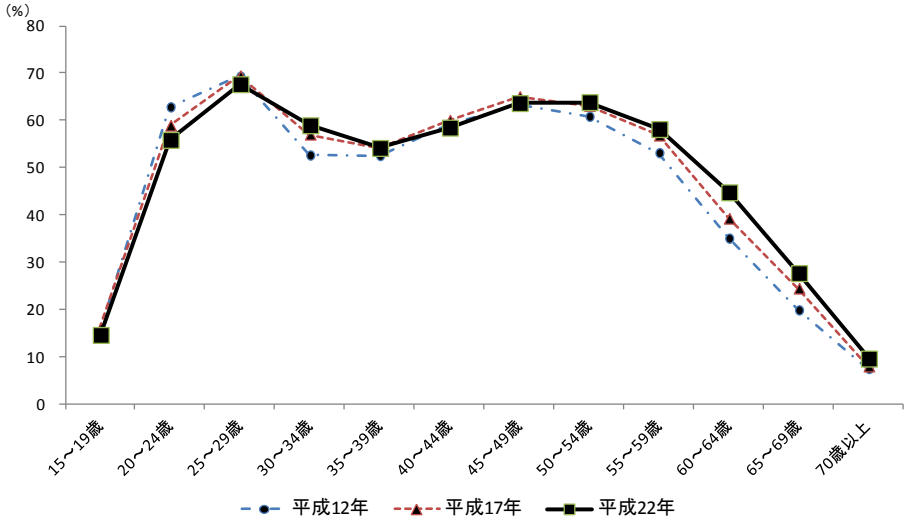

資料：国勢調査

図表　15 歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の比較（西東京市、東京都、全国）

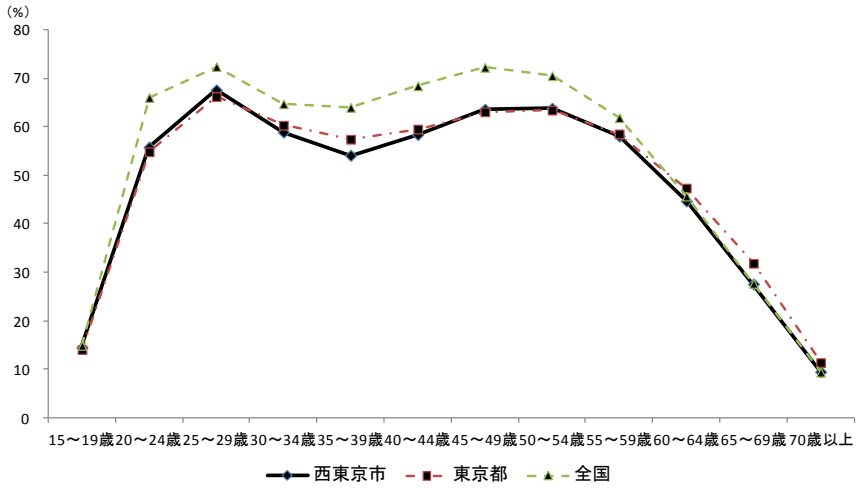

資料：平成 22 年国勢調査

（２）審議会・委員会等への女性の参画状況

西東京市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、「地方自治法第 202 条の３に定める審議会（※１）」は 31.8%、「地方自治法第 180 条の５に定める委員会（※２）」は 15.8%、その他審議会等は 38.5%となっており、東京都市町村部合計よりもそれぞれ高い割合となっています。

図表　委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3)に定める審議会(※1)			地方自治法(第180条の5)に定める委員会(※2)			その他審議会等		
	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)
西東京市	689	219	**31.8%**	38	6	**15.8%**	226	87	**38.5%**
東京都 特別区合計	13,850	3,531	**25.5%**	403	65	**16.1%**	14,331	4,883	**34.1%**
東京都 市町村部合計	13,859	3,645	**26.3%**	1,124	146	**13.0%**	9,286	3,447	**37.1%**
東京都 区市町村合計	27,709	7,176	**25.9%**	1,527	211	**13.8%**	23,617	8,330	**35.3%**
東京都	1,175	293	**24.9%**	92	10	**10.9%**	962	169	**17.6%**

注：平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日現在）、なお東京都については平成 23 年 4 月 1 日現在

資料：東京都ホームページ「区市町村の男女平等参画推進状況」

※1：第202条の3〔職務・組織・設置〕

① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5〔委員会及び委員の設置〕（④～⑧は省略）

① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
　一　教育委員会
　二　選挙管理委員会
　三　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
　四　監査委員
② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。
　一　公安委員会
　二　地方労働委員会
　三　収用委員会
　四　海区漁業調整委員会
　五　内水面漁場管理委員会
③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
　一　農業委員会
　二　固定資産評価審査委員会

３　配偶者等からの暴力

（１）西東京市の相談状況

西東京市の婦人相談の延べ件数は、年度により上下していますが、平成 24 年度は 318 件となっています。

図表　西東京市婦人相談の相談件数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	231 件	363 件	215 件	318 件

資料：西東京市

（２）東京都内の相談状況

都内各相談機関における相談件数の推移をみると、東京都の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成 14 年度は 7,300 件でしたが、増減を繰り返しながらも増え、平成 24 年度は 9,027 件となっています。

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成 14 年度の 904 件から、平成 24 年度は 2,756 件と約 3 倍に増加しています。

区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件が平成 23 年度には 24,693 件と約 2.2 倍に増加しています。相談者が身近なところで相談できる体制が確保されてきた状況がうかがえます。相談件数は増加傾向にあるため、より一層の区市町村での体制の充実が望まれます。

図表　都内各相談機関における配偶者暴力等相談件数の推移

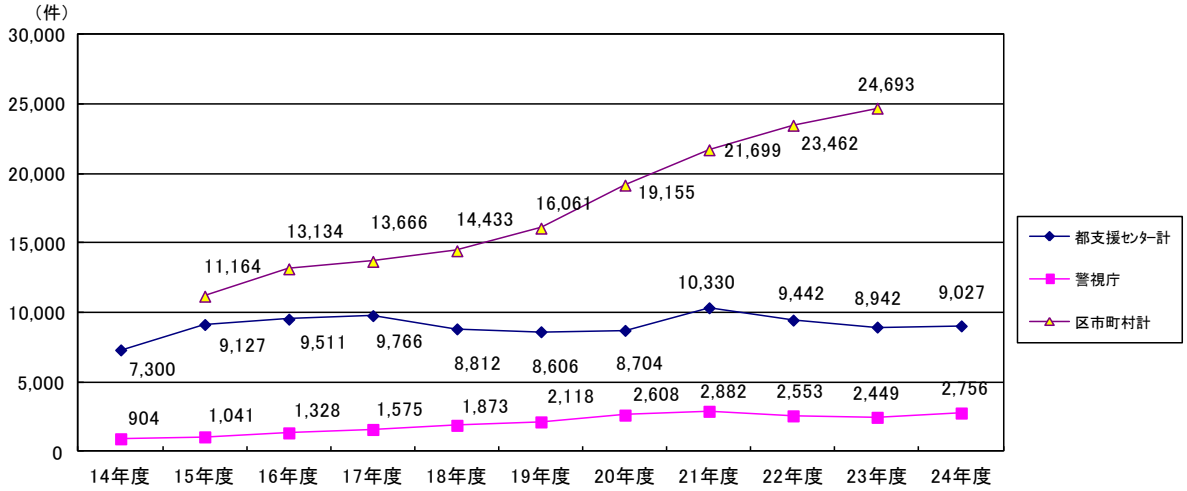

資料：東京都

４　男女平等参画を取り巻く課題

（１）男女の地位の平等感

平成 24 年に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（以下「実態調査」という）では、男女の地位の平等感について、『家庭生活』、『職場』、『学校教育』、『地域社会（町会・自治会など）』、『政治』、『法律や制度』、『社会通念・習慣・しきたり』という７つの分野および『社会全体』についてたずねています。「男女の地位は平等になっている」と答えている割合は、教育の場では男女ともに約７割となっていますが、そのほかの分野では低く、社会全体においても、女性は 13.5%、男性は 25.8%にとどまっています

平成 19 年調査に比べて「平等」と感じた割合は増えていますが、依然として「男性優遇」と感じている割合が多くなっています。

図表　男女の地位の平等感（性別）【平成 24 年、平成 19 年比較】
＜《平等》と回答した割合＞

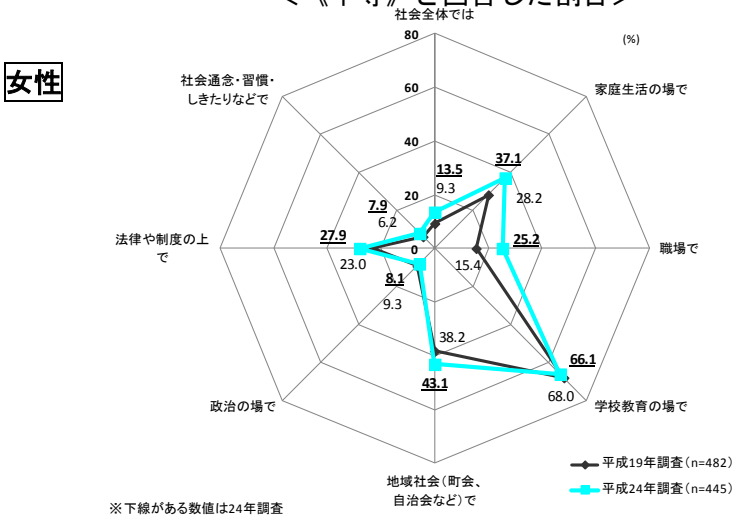

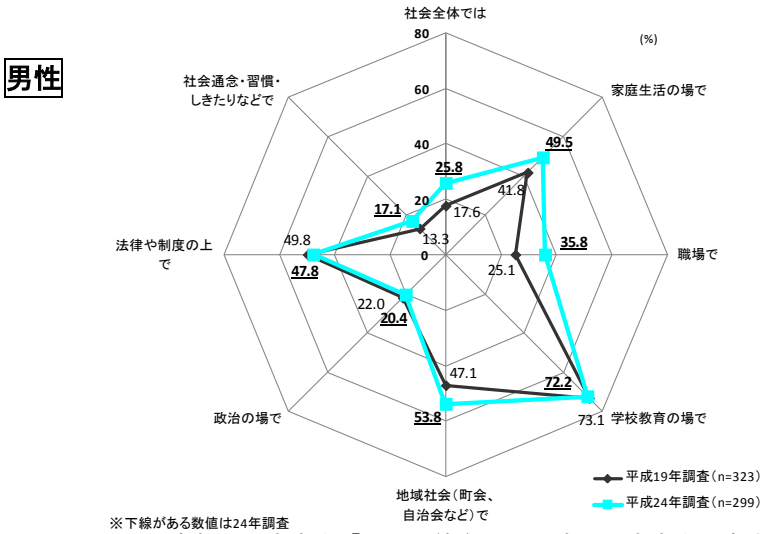

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（２）西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

実態調査では、男女平等をめざした取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべき施策についてたずねています。

全体では、「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「保育サービスの多様化」といった施策が上位になっていますが、次いで「雇用の場の平等な待遇の推進」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取り組み」、「あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み」、「男女平等教育の推進」が続いており、これら施策の充実を図ることが必要です。

図表　西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策（全体、性別：複数回答）

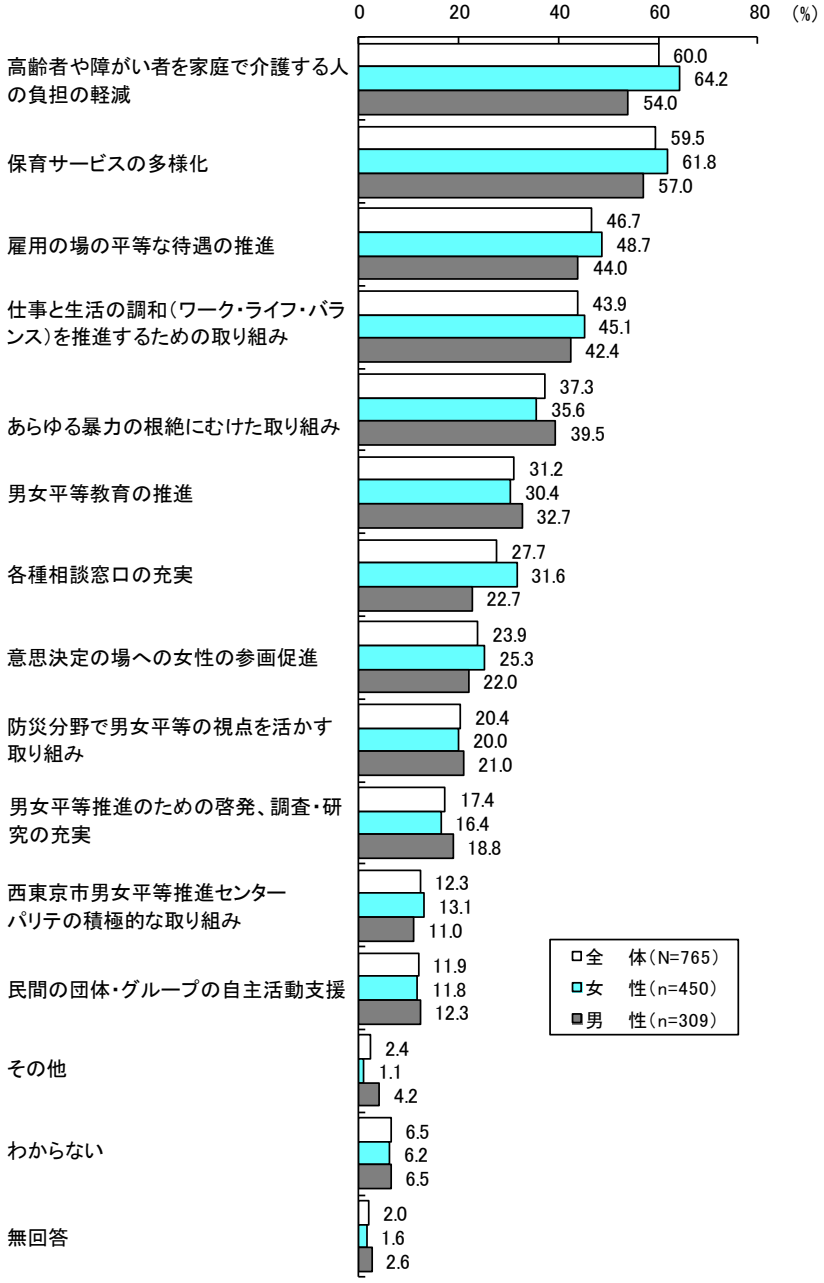

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりが自分らしく自立し
いきいきと個性と能力を発揮できる
社会をめざす

基本理念の実現に向けて、以下の３つの視点を掲げます。

◎人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

◎個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

◎男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

２　基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

３　基本目標と重点課題の設定

この計画では、４つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

４　計画の体系

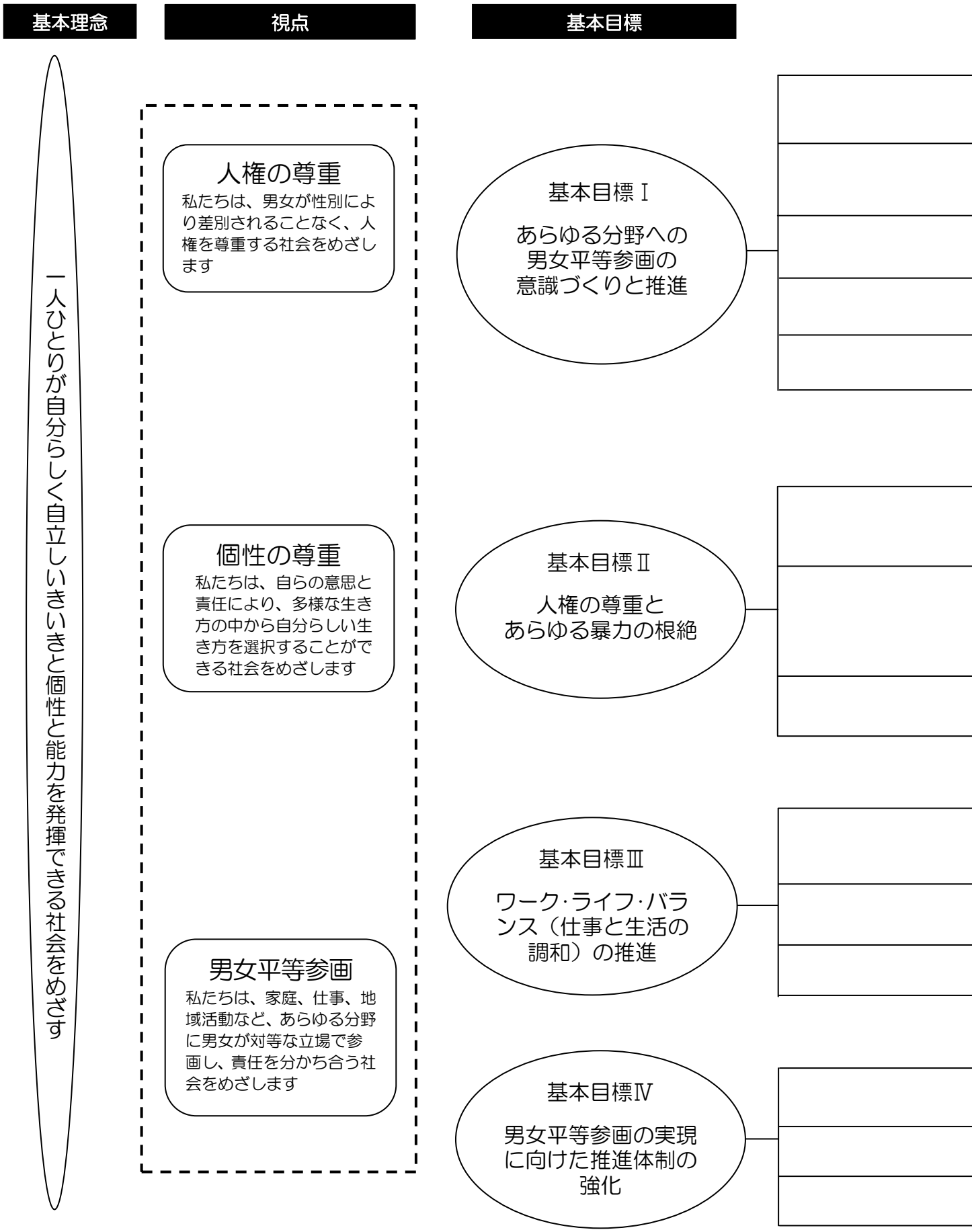
基本理念
視点
基本目標
一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす
人権の尊重
私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします
個性の尊重
私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします
男女平等参画
私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします
基本目標Ⅰ
あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進
基本目標Ⅱ
人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
基本目標Ⅲ
ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進
基本目標Ⅳ
男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

課題（★は重点課題）	施策
Ⅰ－１　★男女の固定的性別役割分担意識の解消	（1）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 （2）男女平等に関する学習機会の提供 （3）メディア・リテラシーの普及と教育
Ⅰ－２　家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	（1）男女平等参画推進のための教育・学習の実施 （2）保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発 （3）関係部署を対象とした男女平等意識の啓発
Ⅰ－３　政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	（1）審議会・委員会等への女性の積極的登用 （2）人材に関する情報の収集と整備
Ⅰ－４　経済活動における男女平等参画の推進	（1）女性の就労支援　（2）ひとり親家庭等の就労支援 （3）ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進 （4）女性農業者への支援 （5）女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
Ⅰ－５　地域活動における男女平等参画の推進	（1）女性リーダーの育成と参画の促進 （2）地域活動等への男性の参画の促進（3）市民活動団体との協働
Ⅰ－６　★男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	（1）防災対策における女性の参画拡大 （2）男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
Ⅱ－１　人権を尊重する意識の醸成	（1）多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり
Ⅱ－２　★配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 **西東京市配偶者暴力対策基本計画**	（1）暴力の未然防止と早期発見　（2）相談窓口の充実 （3）被害者の安全の確保と自立への支援 （4）市の体制整備と関係機関との連携強化
Ⅱ－３　男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）	（1）暴力の防止に向けた意識啓発 （2）暴力の被害者に対する支援
Ⅱ－４　性と生殖に関する健康支援	（1）からだと性に関する正確な情報の提供 （2）女性医療情報の充実に向けた取り組み
Ⅲ－１　★ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 （2）ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ （3）男女ともに働きやすい環境づくりの支援
Ⅲ－２　男性の家事・育児・介護への参加促進	（1）男性の家事・子育てへの参加促進 （2）男性の介護への参加促進
Ⅲ－３　子育てへの支援	（1）子育て支援サービスの充実　（2）地域での子育て支援の促進 （3）ひとり親家庭への支援
Ⅲ－４　介護への支援	（1）地域での支え合いのしくみづくり　（2）家族介護者への支援
Ⅳ－１★男女平等推進センター　パリテの事業の充実	（1）相談機能の充実　（2）学習機能の充実　（3）情報機能の充実 （4）市民との協働
Ⅳ－２　推進体制の整備と充実	（1）庁内推進体制の充実・強化（2）男女平等推進条例設置の検討 （3）国や都、他自治体等との連携や情報交換
Ⅳ－３　庁内の男女平等参画の推進	（1）男女平等参画に関する職員の理解促進 （2）男女ともに働きやすい職場環境の整備 （3）管理的立場における女性職員の参画促進 （4）市発行物の表現における男女平等の視点の徹底
Ⅳ－４　男女平等参画推進計画の進行管理	（1）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

第４章　計画の内容

基本目標Ⅰ

あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

現状と課題

◆依然として根強い男女の不平等感

男女平等参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる社会をいいますが、男女共同参画社会基本法が制定されてから 10 年以上を経過した現在も男女平等参画は十分にすすんでいません。

実態調査では、男女の地位の平等感について、『家庭生活』、『職場』、『学校教育』、『地域社会（町会・自治会など）』、『政治』、『法津や制度』、『社会通念・習慣・しきたり』という７つの分野および『社会全体』についてたずねていますが、『学校教育』を除くすべての分野において、《男性優遇》の割合が高く、とくに『政治』、『社会通念・習慣・しきたり』では《男性優遇》が８割弱と高くなっており、『社会全体』においても《男性優遇》が７割を超えるなど、不平等感が強くなっています。

◆解消されない「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識

こうした男女の不平等感が解消されない大きな要因の一つに、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識があります。実態調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の賛否をたずねたところ、女性は《反対》が《賛成》をやや上回っていますが、男性は《賛成》が５割を超えています。東京都調査と比べると、男女ともに、《賛成》とする割合が、東京都よりも高くなっており、性別役割分担を肯定する意識が強くなっています。

性別役割分担意識は人々の意識のみならず社会のあらゆる場に習慣やしきたりとして残っています。性別役割分担意識にとらわれず、女性が家庭のみならず地域や政治・経済などあらゆる場に参画すること、そして男性も家事・育児・介護に取り組み、地域活動に参画することをすすめる必要があります。

図表　男女の地位の平等感（全体）

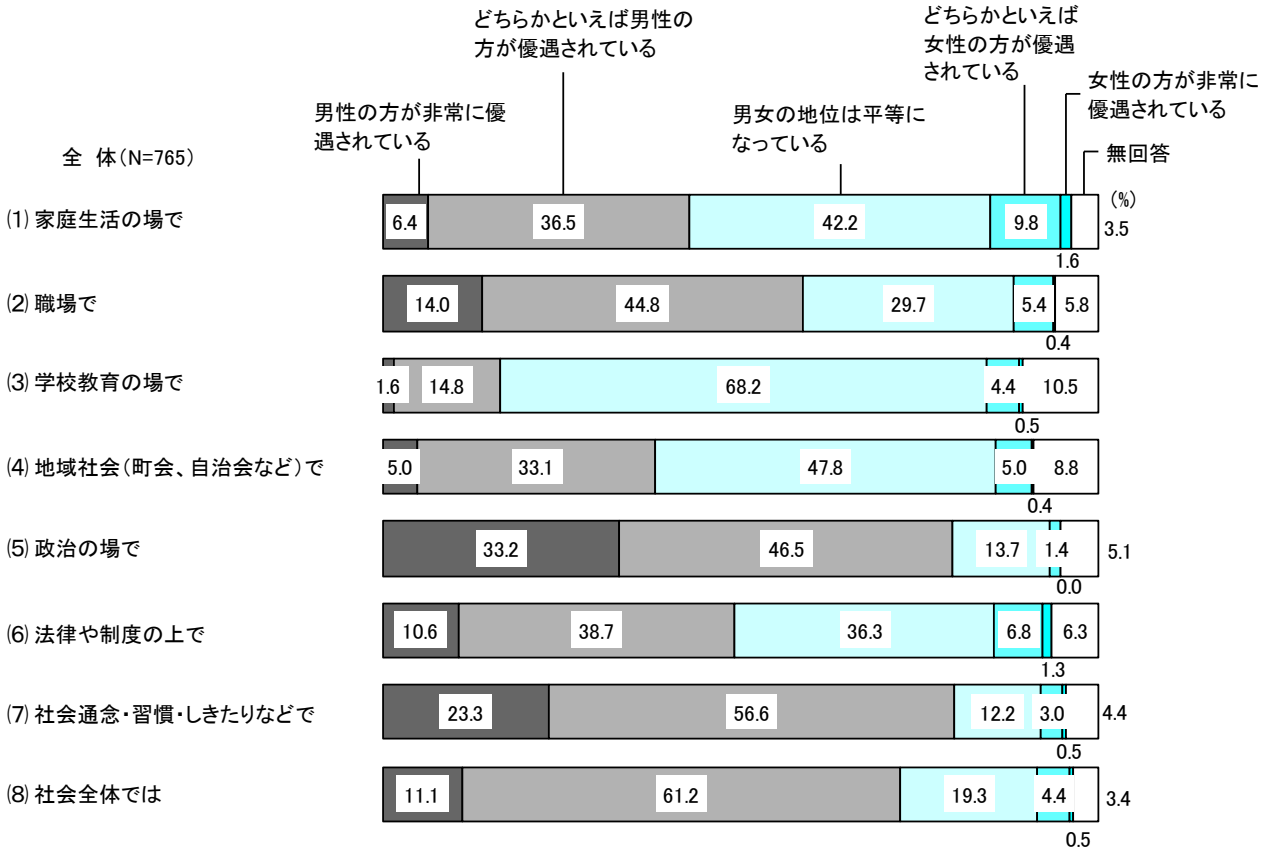

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

図表　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（性別）
【東京都比較】

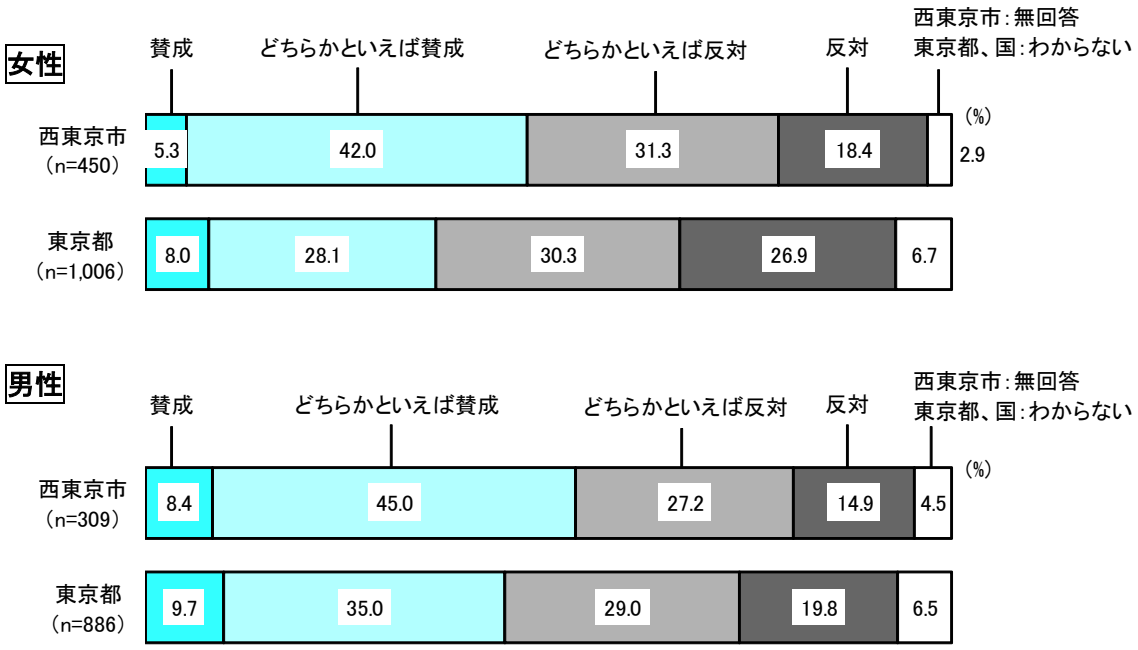

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆あらゆる分野への男女平等参画

男女平等参画社会の実現に向けて、政策や方針決定過程への女性の参画は極めて重要です。国では、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」と目標を設定しています（平成 20 年４月男女共同参画推進本部決定）。

市においても、市政等への女性の参画を促進するとともに、経済活動や防災などのまちづくりに男女双方の視点が反映されるよう、女性の参画を支援する必要があります。

◆政策・方針決定過程に女性が参画するために必要なこと

実態調査で、政策や方針決定過程の女性の参画が少ない理由をたずねたところ、全体では「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、「女性の参画を積極的にすすめようと意識する人が少ないから」、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」が上位にあがりました。

市では、こうした意見も踏まえながら、男女平等参画の推進に向けて一層の取り組みをすすめていきます。

図表　政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）

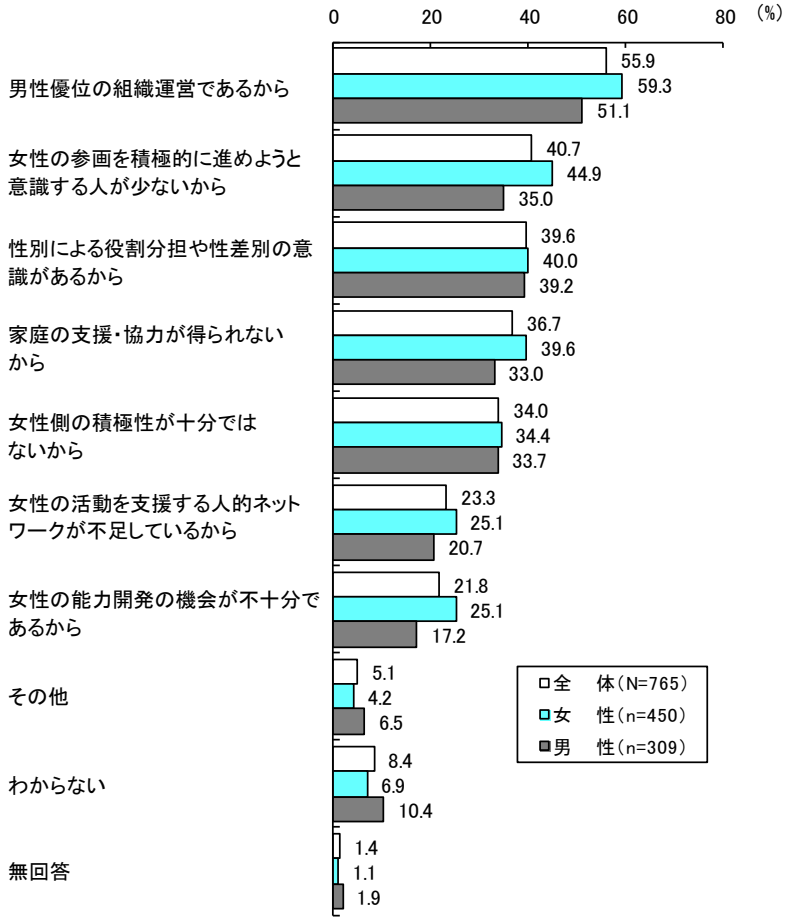

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

Ⅰ－1　男女の固定的性別役割分担意識の解消　★重点課題

男女平等の意識づくりは、これまでもさまざまな形ですすめられてきましたが、依然として男女の固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

実態調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、平成 19 年調査と比較すると、男女ともに《賛成》とする割合が増えており、性別役割分担意識への肯定がみられます。

性別にとらわれず、市民一人ひとりが、いきいきと個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめます。

また、市民の考え方や意識に影響を及ぼすメディアの活用については、行政が人権尊重と男女平等参画の視点に配慮して情報を発信するとともに、市民がメディアからの情報を的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援します。

図表　夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（性別）
【平成 24 年、平成 19 年調査比較】

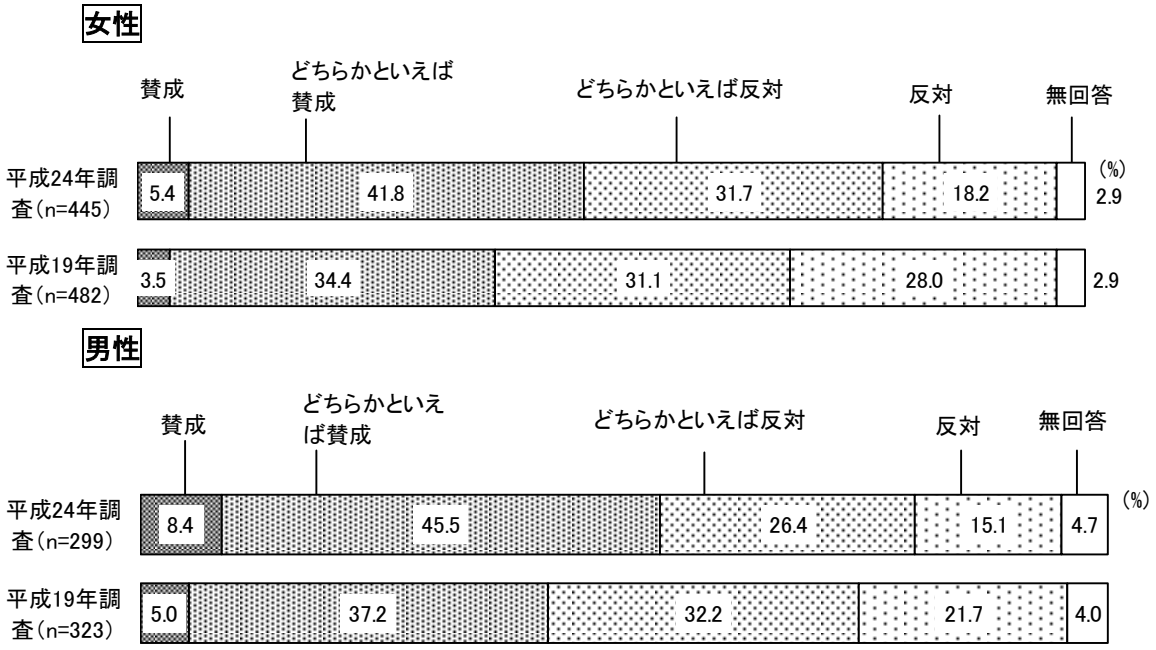

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等参画の意識を高め、個性と能力を発揮できるように意識啓発と情報提供の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①情報誌パリテの発行と配布	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課 図書館 社会教育課 公民館
③パリテまつりの開催	パリテまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課

（２）男女平等に関する学習機会の提供

市民が生活におけるさまざまな問題について、男女の固定的性別役割分担意識に気づくとともに、男女平等参画について学べるように学習の機会を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 公民館 子ども家庭支援センター
②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課 図書館

（３）メディア・リテラシーの普及と教育

市の広報物の表現において、人権尊重と男女平等に配慮した記述や表現が行われるように点検します。また、市民がメディアからの情報を、人権尊重と男女平等の視点にたって読み解き、判断する力を養えるように支援します。

事業	内容	担当課
①情報誌パリテや講座等によるメディア・リテラシーの教育の実施	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及と教育を実施します。	協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

Ⅰ-2　家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。

実態調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、女性は 30 代と 60 代で《賛成》が《反対》を上回り、男性は 30 代以上で《賛成》が《反対》を上回る結果となっています。

男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる年代の市民が、男女平等参画社会について理解を深めるとともに、性別役割分担意識を解消できるよう取り組みをすすめます。

図表　夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（全体、性・年代別）

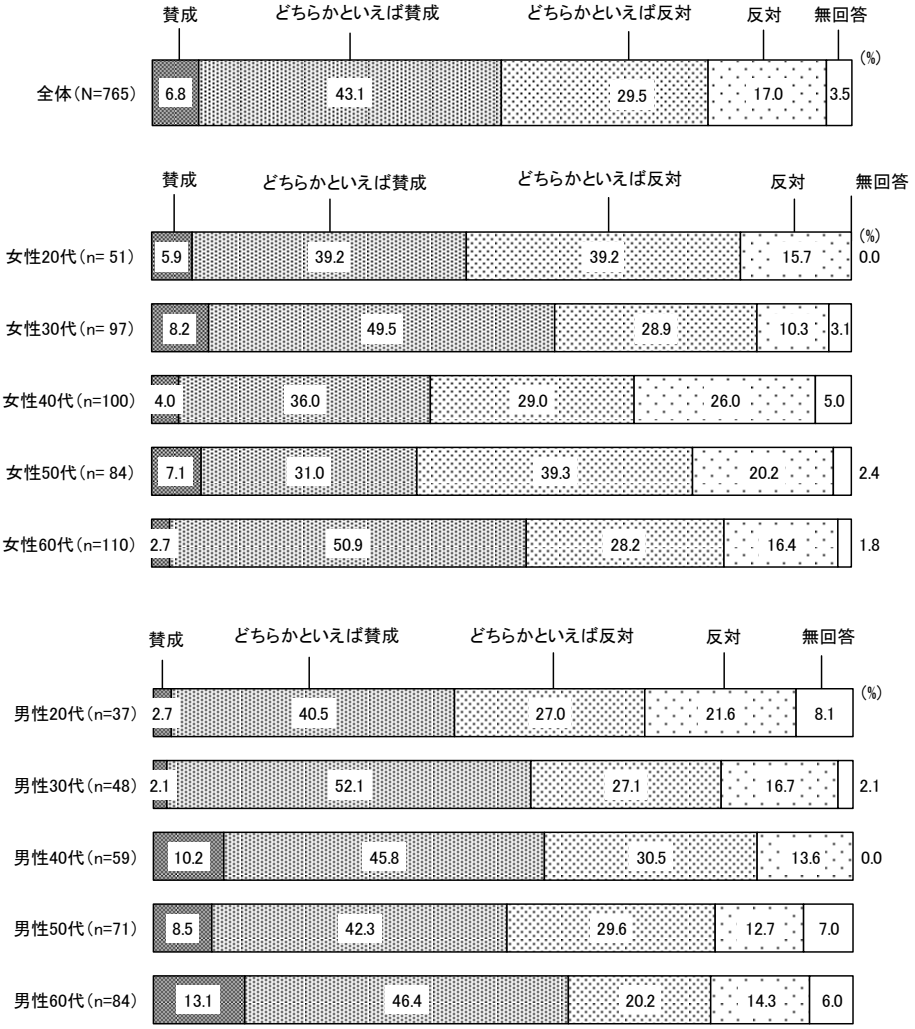

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）男女平等参画推進のための教育・学習の実施

子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校等における男女平等教育をすすめます。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点に立った名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立って児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、生き生きと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課
②固定的な性別役割にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、幅広い進路を提示し、指導します。	教育指導課
③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や妊婦体験、介護体験など、あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施します。	教育指導課 協働コミュニティ課
④男女平等参画の視点にたった公民館事業の実施	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図るため、男女平等の視点にたった講座を実施します。	公民館
⑤保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介します。	図書館 保育課 児童青少年課 協働コミュニティ課

（２）保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発

子どもたちの成長に深くかかわる、保護者、保育士、教員、並びに、地域で活動する民生委員・児童委員や地域の団体等に向けて、男女平等について理解と啓発を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成･配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発研修への参加促進	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、研修への参加者を増やします。	保育課 児童青少年課 子育て支援課
③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	生活福祉課 協働コミュニティ課

（３）関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

市民が直接かかわることの多い、市の関係部署を対象に男女平等意識の啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課

Ⅰ-３　政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

女性の社会進出はさまざまな分野ですすんでいますが、政治、経済、社会などいずれの分野においても、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調です。

実態調査では、「西東京市では、市の審議会における女性委員の割合は 34.1%、市議会における女性議員の割合は 28.6%（平成２４年７月１日現在）となっています。あなたはこの数字をどのように思いますか。」という問に対し、男女ともに４割以上が「女性の割合をもっと増やす必要がある」と回答しています。

政策等に男女双方の視点を平等にいかすために、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。また、リーダーを担える女性の人材について情報を収集するとともに、審議会・委員会等への登用を図ります。

図表　市の審議会と市議会における女性の割合への考え（全体、性別）

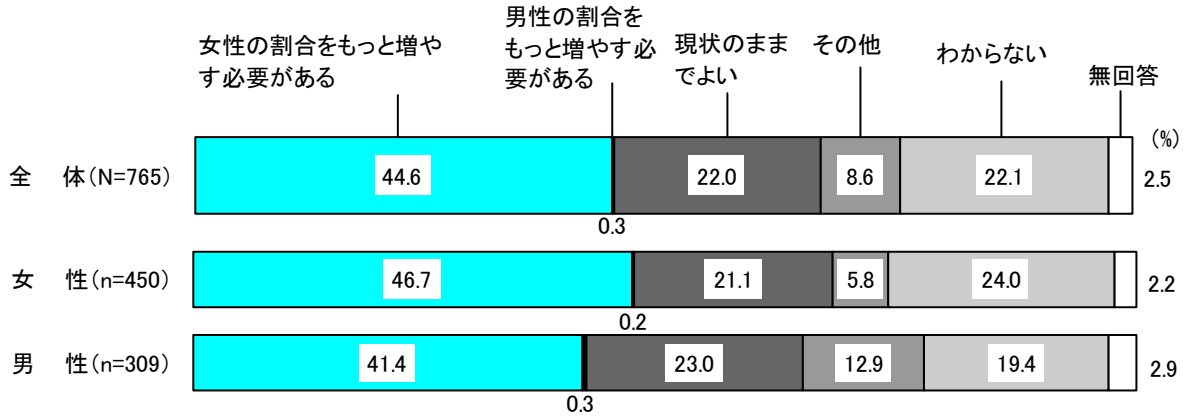

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）審議会・委員会等への女性の積極的登用

審議会や委員会等における女性の参画率の目標設定を行い、女性の登用をすすめます。また、女性が参加しやすい環境の整備を図ります。

事業	内容	担当課
①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上	審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課
②審議会等における女性の参画状況調査の実施	すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。	協働コミュニティ課 関係各課
③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備の働きかけ	審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備を働きかけます。	協働コミュニティ課

（２）人材に関する情報の収集と整備

男女平等参画社会の実現をめざして活躍できる人材の発掘やリーダーの養成に積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の登用を図ります。

事業	内容	担当課
①地域における女性のロールモデルの発掘と活用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課
②リーダー養成講座の実施	審議会や委員会、地域活動等、あらゆる場で男女を問わず男女平等参画の視点をもったリーダーを育成する。加えて女性がリーダーとして参画できるよう、リーダー養成講座を実施します。	協働コミュニティ課

Ⅰ-4　経済活動における男女平等参画の推進

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、国では、女性の活躍促進は経済の再生や成長に不可欠であるとし、女性の活躍推進に向けた取り組みをすすめています。

実態調査によれば、職場においては、６割近くが《男性優遇》と感じており、働く場における男女の不平等感は依然として残っています。また、女性が仕事をもつことについては、女性も男性も「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい（中断再就職型）」が５割を超えています。

働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みをすすめます。

図表　女性が仕事をもつことについての考え（全体、性別）

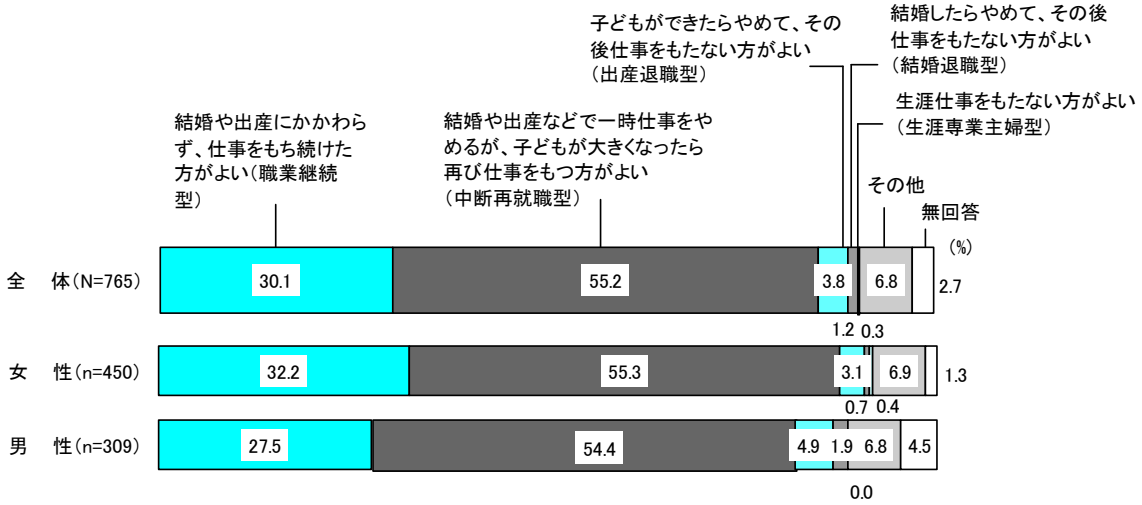

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）女性の就労支援

出産や子育て等で就労を中断した女性のために、就職相談や情報提供、就労準備講座等を開催し、女性の就労を支援します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座等を開催します。	協働コミュニティ課 産業振興課

（２）ひとり親家庭等の就労支援

ひとり親家庭の母、父が経済的に自立できるように、就職相談や情報提供を実施するとともに、母子家庭自立支援給付金事業を実施します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、ひとり親家庭の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課 子育て支援課
②母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業の周知を図ります。	子育て支援課

（３）ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

市内企業や事業所を対象に、女性の積極的登用について情報提供を行い、登用に向けて働きかけを行います。

事業	内容	担当課
①ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課

（4）女性農業者への支援

農家における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業	内容	担当課
①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課
②女性農業者の育成の検討	女性農業者との意見交換の機会を通じ、有効な支援策を検討します。	産業振興課

（5）女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の経済的自立を促進し、かつ地域経済の活性化にもつなげるよう、起業のための情報提供や相談、講座などを開催し支援を行います。

事業	内容	担当課
①起業に関する情報提供と相談の実施	商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、相談や講座の開催など、起業に関する情報提供と相談を行います。	産業振興課
②NPO 法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・コミュニティビジネスに関する講座などの講座を開催し、情報提供や相談、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課

コラムまたはイラストを予定

Ⅰ-5　地域活動における男女平等参画の推進

高齢化の進展や家族形態の変化などの中で、男女が身近な地域で対等な構成員として参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。

実態調査で地域参加への参加状況と参加意向をたずねたところ、男女ともに、あらゆる活動において、現在の参加状況よりも今後の参加意向のほうが高く、地域活動に参加意欲があることが伺えます。

地域活動において、女性がリーダーを担えるように支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。

図表　地域活動への参加状況と参加意向（全体、性別）
＜「現在参加している」と回答した割合、「今後参加したい」と回答した割合＞

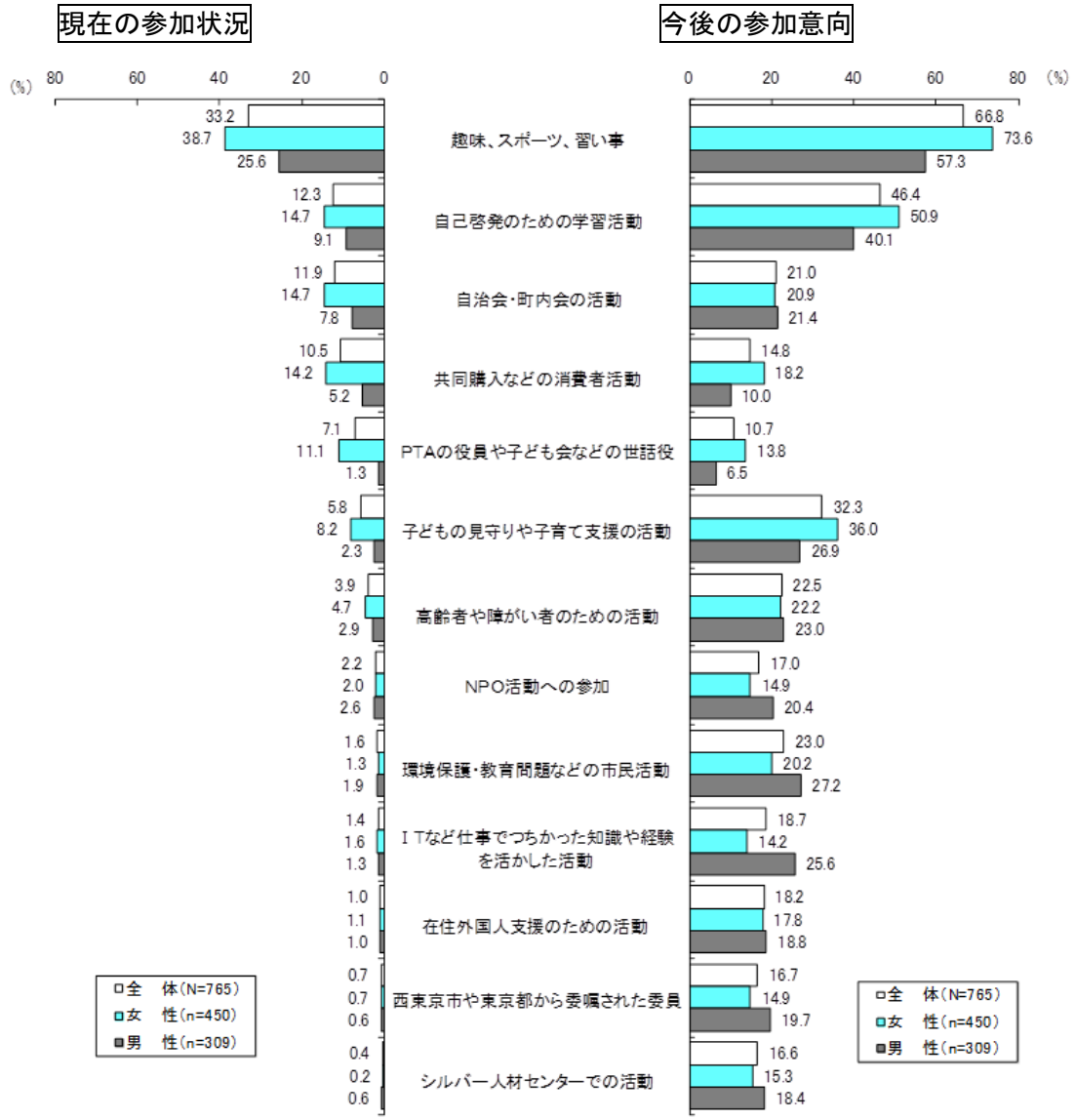

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）女性リーダーの育成と参画の促進

地域活動においてリーダーを担う女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。また、女性リーダーの育成を図ります。

事業	内容	担当課
①女性リーダー比率の向上の啓発	自治会等の地域活動において、リーダーとして活躍する女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。	協働コミュニティ課
②地域リーダーを担う女性の育成	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、リーダー養成講座を実施します。また、パリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課

（２）地域活動等への男性の参画の促進

地域活動に男性が参画できるように、男性を対象に地域活動に関する講座を開催するとともに、地域活動やボランティア、NPO 法人などによる地域活動に関する情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課
②地域活動、ボランティア、NPO 等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO 法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課 児童青少年課

（３）市民活動団体との協働

市民活動団体に向けて、男女平等参画に関する学習の機会を提供するとともに、男女平等参画の視点をもった市民活動団体と協働して地域活動等の事業を実施します。

事業	内容	担当課
①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課

Ⅰ-6　男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

★重点課題

国では、阪神淡路大震災、東日本大震災の被災経験を踏まえ、被災時には増大した家庭責任が女性に集中することや、避難施設の運営などで男女のニーズに違いがあること等から、防災基本計画に男女双方の視点への配慮を明記しました。

実態調査においても、防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこととして、「備蓄品に女性の視点を活かす」、「避難所設備に女性の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が上位にあがっています。

防災分野への女性の参画を促進するとともに、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動をすすめます。

図表　防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと
（全体、性別：複数回答）

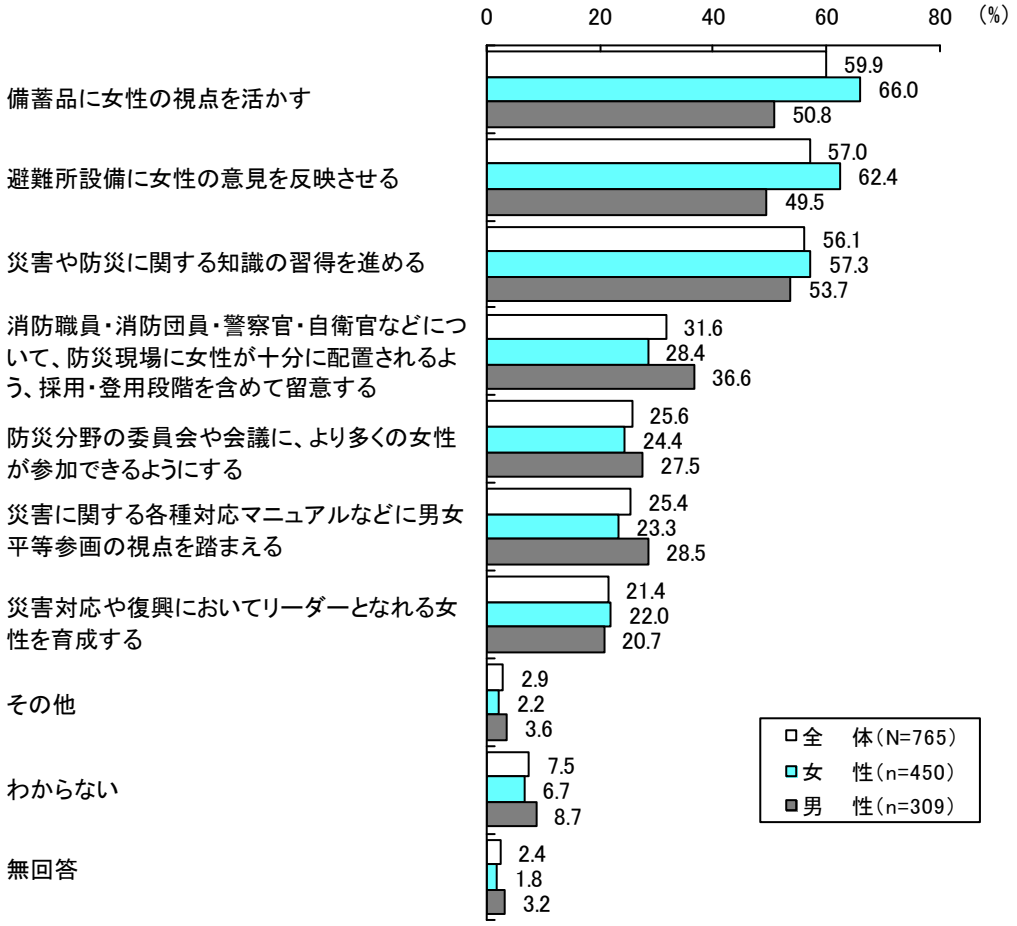

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）防災対策における女性の参画拡大

男女双方の視点で防災対策に取り組むため、防災会議や防災市民組織への女性の参画をすすめます。

事業	内容	担当課
①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理室
②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課 危機管理室

（２）男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

東日本大震災では、避難施設運営などで女性への配慮不足が指摘されました。子どもや高齢者のケア、避難物資の整備など、男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進します。

事業	内容	担当課
①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	危機管理室 教育企画課 協働コミュニティ課
②災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理室
③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理室

コラムまたはイラストを予定

基本目標Ⅱ

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

現状と課題

◆男女平等参画の基礎的な概念としての「人権尊重」

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年内閣府）によれば、日本における人権課題として関心があるものに「女性」をあげた人の割合は 26.9%で、どのような人権問題が起きていると思うかたずねたところ、「セクシュアル・ハラスメント」、「職場において差別待遇を受けること」、「ドメスティック・バイオレンス」などが多くなっています。男女平等参画を推進していくにあたっては、一人ひとりが人権尊重の意識を持つことが大切です。

誰もが自分らしく生きることを認め合う、男女平等参画のまちづくりを進めるために、人権を尊重する意識を醸成していく必要があります。

図表　人権課題に対する関心

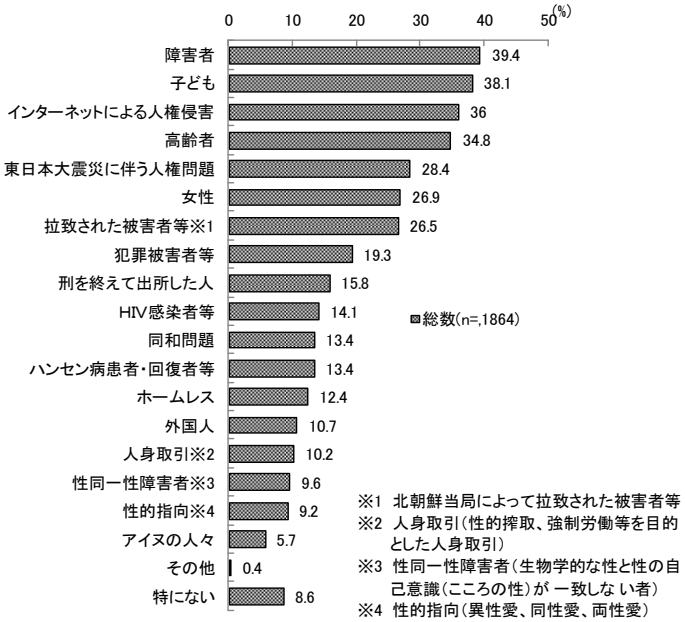

図表　女性に関する人権問題

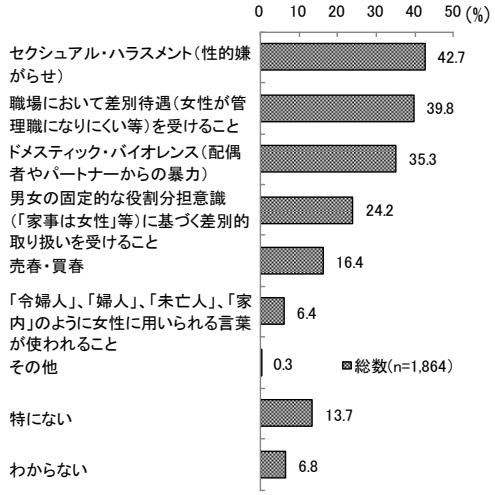

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

◆DV 被害経験のある人の６割以上が誰にも相談していない

実態調査で配偶者等からの暴力を見聞きした経験をたずねたところ、「親族・友人・知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」が最も多く、DV を見聞きした場合の対応としては「相談機関を紹介する」が最も多くなっています。相談機関の認知度は警察が 7 割と最も多く、市の相談窓口や東京都の相談窓口は３割となっています。

実際に DV を受けた経験のある人では、「大声でどなられたり、ののしられる」、「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる」、「なぐるぞ、物を投げるぞ、などと身振りや言葉でおどされる」、「実家や友人との交流を嫌がられる・禁止される」などの順に多く、精神的暴力の被害が多いことがうかがえます。DV に関する啓発・普及、相談・支援の充実、情報提供などが必要です。

図表　配偶者等から暴力を受けた経験（全体）

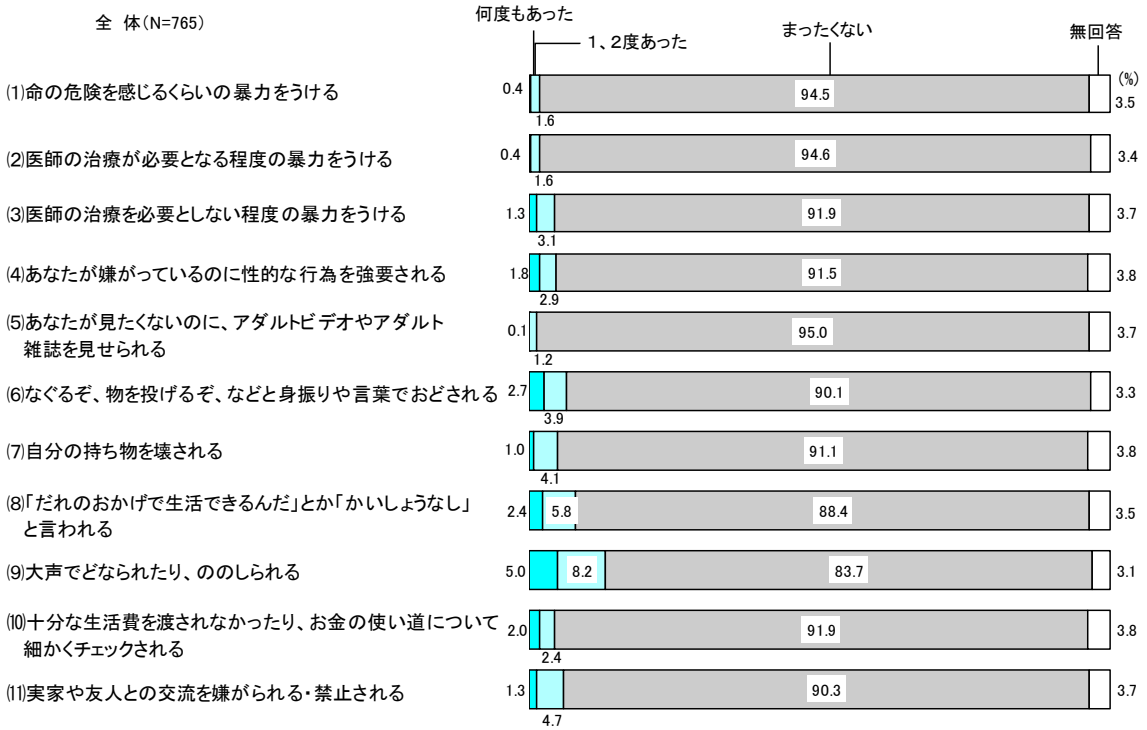

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆低い女性特有のがん検診の受診率

女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。特に、女性特有のがんは、早期発見・早期治療が可能でありながら、現状は検診の受診率が低くなっています。このため、女性のがんに関する啓発をすすめ、がん検診の受診率をあげていく必要があります。

しかしながら、女性が医療機関を受診する際、男性の医師に相談することに心理的な抵抗感や羞恥心を抱くことも少なくありません。そこで、女性の気持ちに配慮しながら、女性のからだの特徴に応じて女性の医師が診療を行う「女性医療」に取り組む医療機関も増えてきました。

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組んでいくことが必要です。

図表　西東京市における女性特有のがん検診の受診率

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備　考
乳がん検診	受診者数(人)	3,503	3,762	3,254	3,192	国基準40歳以上女性2年に1回
	受診率(%)	19.3	19.8	17.3	15.5	
子宮がん検診	受診者数(人)	3,154	3,359	3,280	3,439	国基準20歳以上女性2年に1回
	受診率(%)	12.3	12.3	12.0	11.9	
乳がん検診（女性特有のがん検診）	受診者数(人)	－	1,667	1,519	1,626	40歳以上60歳以下女性5歳ごと
	受診率(%)	－	24.5	22.4	23.4	
子宮頸がん検診（女性特有のがん検診）	受診者数(人)	－	1,383	1,493	1,531	20歳以上40歳以下女性5歳ごと
	受診率(%)	－	19.9	21.9	22.8	

資料：西東京市

Ⅱ－1　人権を尊重する意識の醸成

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、男女平等を阻むあらゆる暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じています。誰もが人権を尊重する意識を持ち、自分らしく生きることを互いに認め合うことが必要です。

「人権擁護に関する世論調査」では、現在どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、性的指向に関する人権問題では「差別的な言動をされること」、性同一性障害に関する人権問題では「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が最も多くなっています。性の多様性に対する理解を深め、性的指向や性別を理由とする差別、嫌がらせ、いじめなどをなくしていくことが大切です。

また、ひとり暮らし、子どものいない夫婦、離婚・再婚した家族など、市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な生き方を理解し、尊重することが必要です。

市では、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

図表　性的指向に関する人権問題

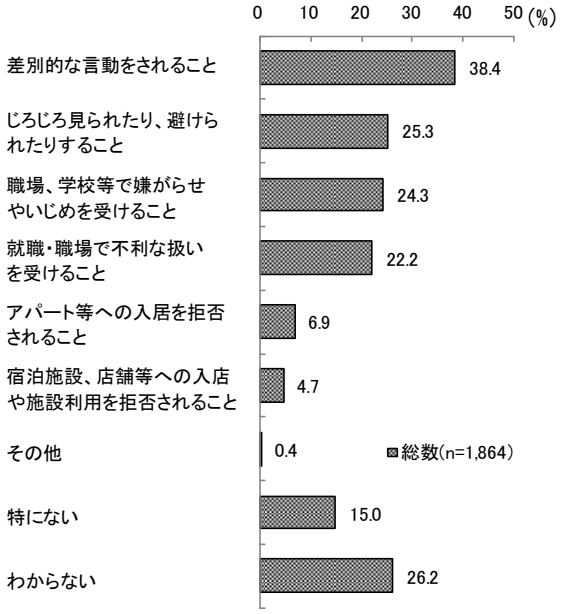

図表　性同一性障害に関する人権問題

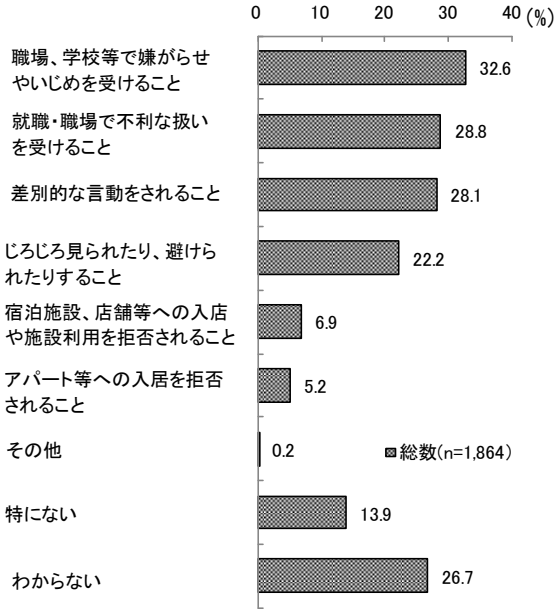

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 24 年）

（１）多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリテの発行と配布（再掲）	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

Ⅱ-２　配偶者等からの暴力の防止と被害者支援　★重点課題

西東京市配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、配偶者等から暴力を受けた経験がある人の６割以上が誰にも相談していません。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています。ＤＶに関する啓発・普及をさらにすすめるとともに相談窓口の周知を図り、ＤＶの防止と被害者の支援体制の充実が必要です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、配偶者暴力対策基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センター機能の整備が市町村の努力義務となりました。市では、この計画の本項を「西東京市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、切れ目のない支援をしていきます。

図表　配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）
＜暴力を受けた経験がある人＞

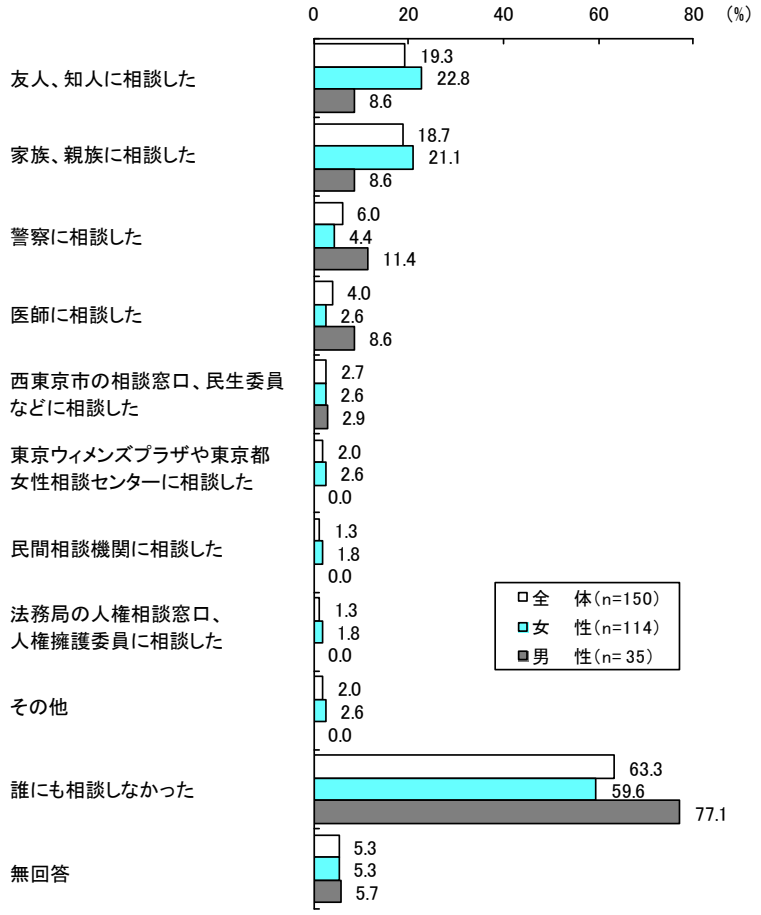

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力を未然に防ぐとともに、早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携をすすめます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートＤＶ防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課

（２）相談窓口の充実

男女平等の視点にたち、女性・男性が問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDV の被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなぎます。

事業	内容	担当課
①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通して DV の被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DV について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課

（3）被害者の安全の確保と自立への支援

DV 被害者の安全を確保し、生活再建と自立に向けて一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課
④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV 被害者の生活・子育て等を支援します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 健康課 子育て支援課
⑤ワンストップサービスの検討	DV に関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課
⑥自立支援講座の実施	DV 被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

（4）市の体制整備と関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、市の体制整備と関係機関との連携を強化します。

事業	内容	担当課
①庁内関係各課との連携の強化	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 生活福祉課 市民課 保険年金課 健康課 高齢者支援課 障害福祉課 保育課 教育企画課
③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課
④職員研修の実施	相談窓口における 2 次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対して DV に関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DV の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

コラムまたはイラストを予定

Ⅱ-３　男女平等を阻む暴力の防止
（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

男女平等推進センター パリテが実施している女性相談の内容をみると、自分自身の生き方の他、夫婦や親子など身近な人間関係に関する相談も多くなっています。一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。

図表　西東京市の悩みなんでも相談の内容

（人）

	相談			居所			相談内容									
	合計	電話	来室	市内	市外	不明	生き方	からだ・病気	仕事	夫婦	親子・親族	人間関係	法律・犯罪	福祉・高齢者	子ども	その他
平成21年度	376	80	296	341	23	12	62	15	17	209	64	39	25	20	23	32
平成22年度	370	47	323	357	8	5	64	12	13	185	38	12	8	8	20	10
平成23年度	347	59	288	315	30	2	65	10	3	193	31	13	7	12	11	2
平成24年度	278	31	247	260	14	4	46	7	7	138	30	21	5	7	17	0

資料：西東京市

（１）暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発をすすめます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課 協働コミュニティ課
②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課
③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

（２）暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②男性相談のあり方の検討（再掲）	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課

Ⅱ-４　性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、女性も男性も自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

市では 30 歳代で出産する人が多く、高齢出産等によるリスクへの対応という観点から、周産期の健康管理はますます重要になっています。

また、性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

図表　母の年齢別出生数（西東京市）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総数	1,607	1,647	1,470	1,667	1,712
15歳未満	－	－	－	－	－
15～19歳	13	14	7	15	9
20～24歳	119	126	100	102	95
25～29歳	400	376	340	383	394
30～34歳	654	649	574	639	666
35～39歳	357	432	381	451	464
40～44歳	61	49	67	72	83
45～49歳	－	1	1	5	1
50歳以上	－	－	－	－	－
不詳	3	－	－	－	－

資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

（１）からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	教育指導課 健康課 協働コミュニティ課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

（２）女性医療情報の充実に向けた取り組み

女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	健康課 協働コミュニティ課
②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課

コラムまたはイラストを予定

基本目標Ⅲ

ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

◆男女ともに希望は「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先させたいが、現実は、女性は「＜家庭生活＞を優先」、男性は「＜仕事＞を優先」

仕事と生活の調和が実現した社会とは､｢国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き､仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

実態調査によると、「仕事」､「家庭生活」､「個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している人は２割にとどまり、希望では「＜仕事＞、＜家庭生活＞、＜個人の生活＞すべて」を優先したいと思っていても、現実では、女性は「＜家庭生活＞を優先」､男性は「＜仕事＞を優先」する人が多くなっています。

長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の社会進出の拡大を進めるうえで不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画をすすめることにつながります。

図表　「仕事」､「家庭生活」､「個人の生活」の優先度（希望と現実の一致）
（全体、性別）

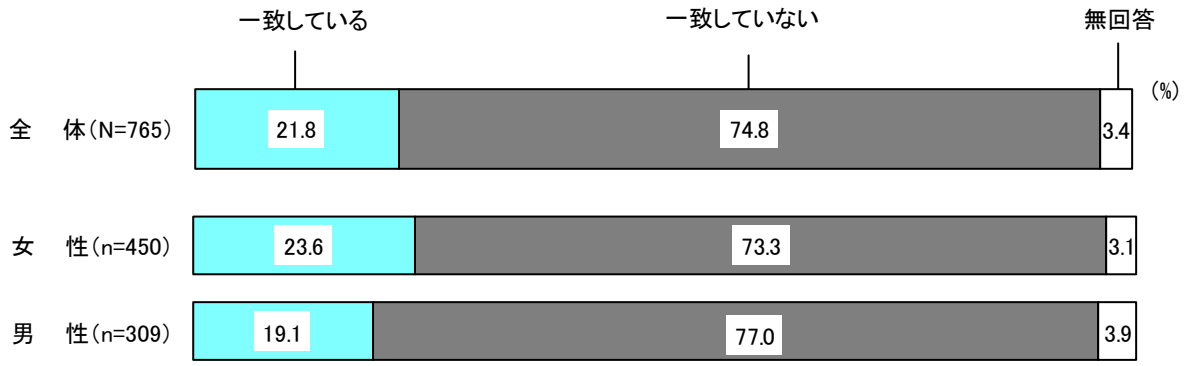

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

図表　「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（希望と現実）（全体、性別）

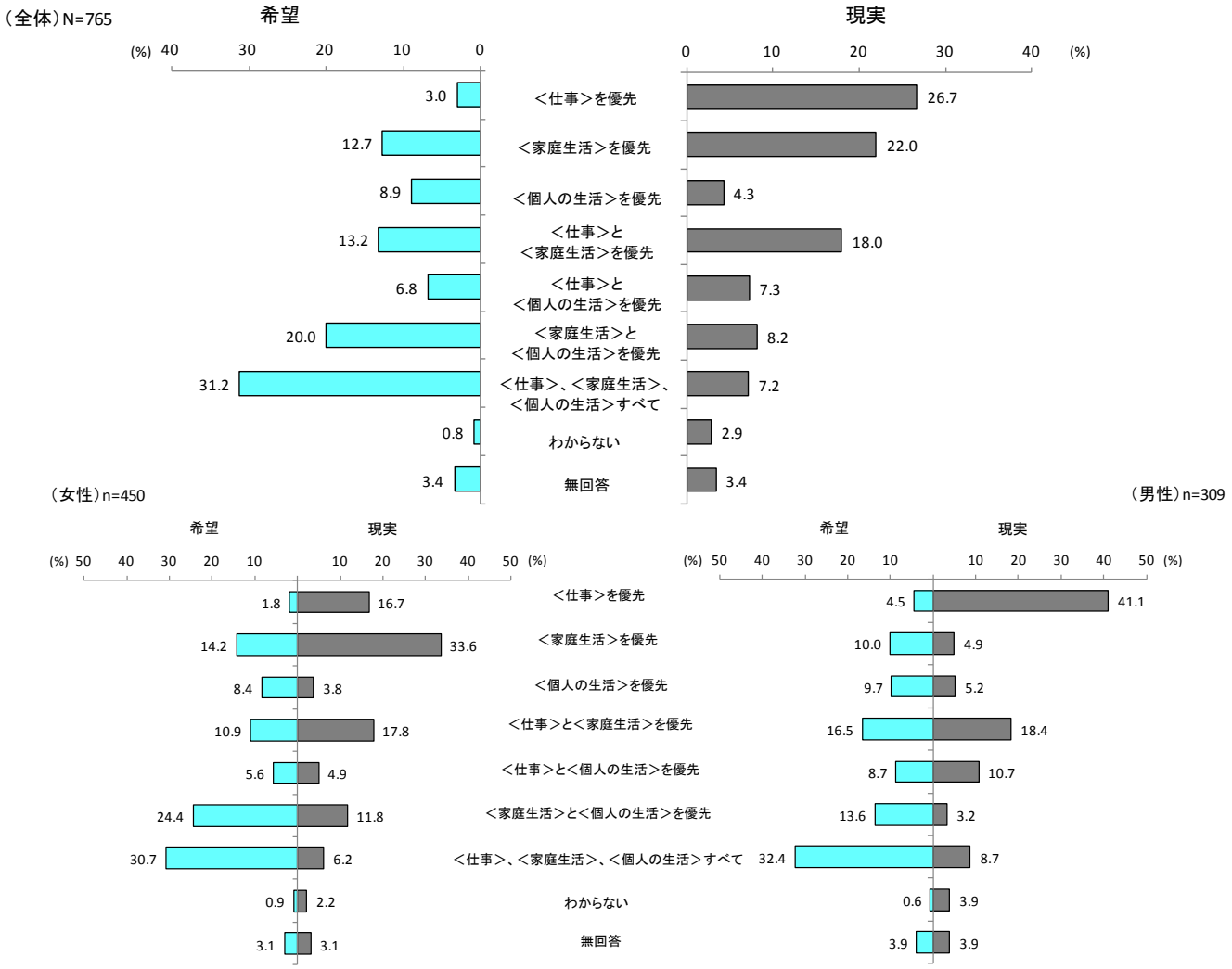

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために

実態調査によると、８割の人が「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を必要だとしています。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をすすめるために必要なこととして、「保育・介護サービスが向上すること」、「パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」などが上位にあがっています。

一人ひとりが性別にとらわれず自分らしく自立していきいきと人生を送るためにも、ワーク・ライフ・バランスをすすめることは重要であり、市民への啓発や企業への働きかけ、男女ともに働きやすい環境づくり、男性の家庭・地域への参加促進、子育てや介護への支援などの施策を展開していきます。

図表　「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を必要だと思うか
（全体、性別）

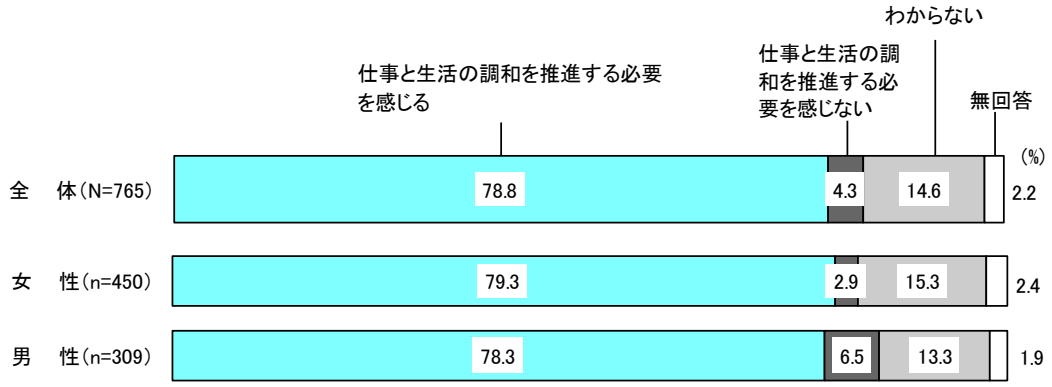

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

図表　「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のために必要なもの
（全体、性別：複数回答）＜仕事と生活の調和を推進する必要を感じる人＞

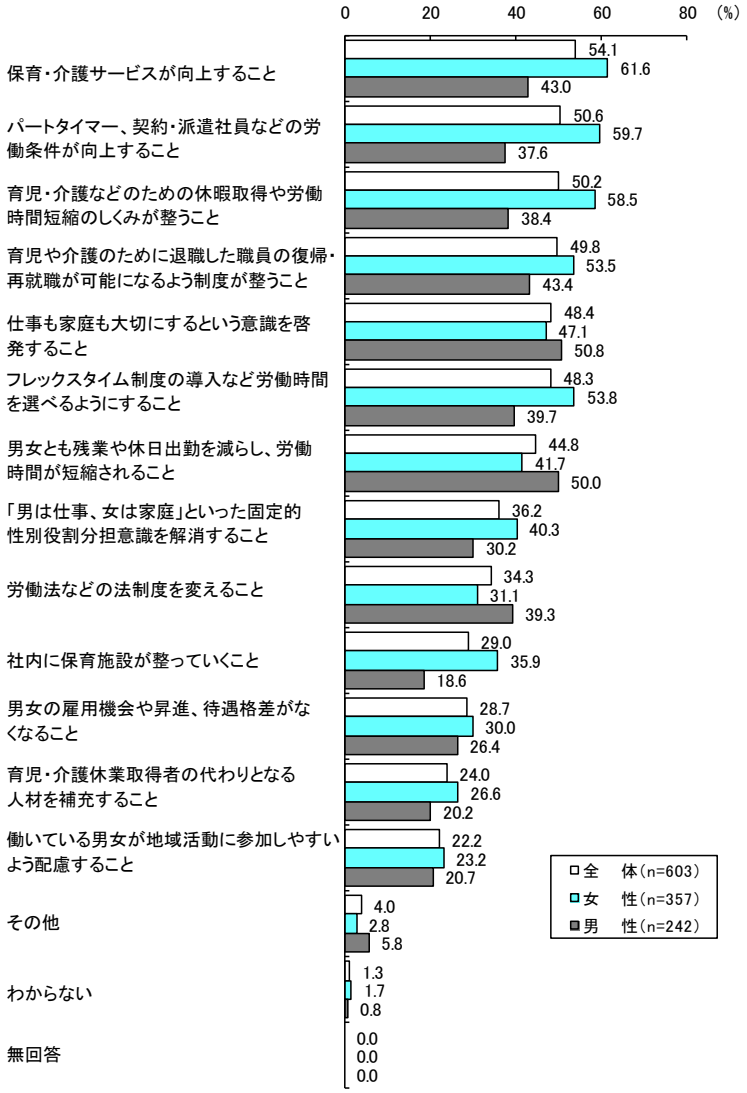

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

Ⅲ－１　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

★重点課題

市では、これまでもワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスに関する理解は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について見聞きをしたことがある人は、４割となっています。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表　「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の言葉の認知度
（全体、性別）

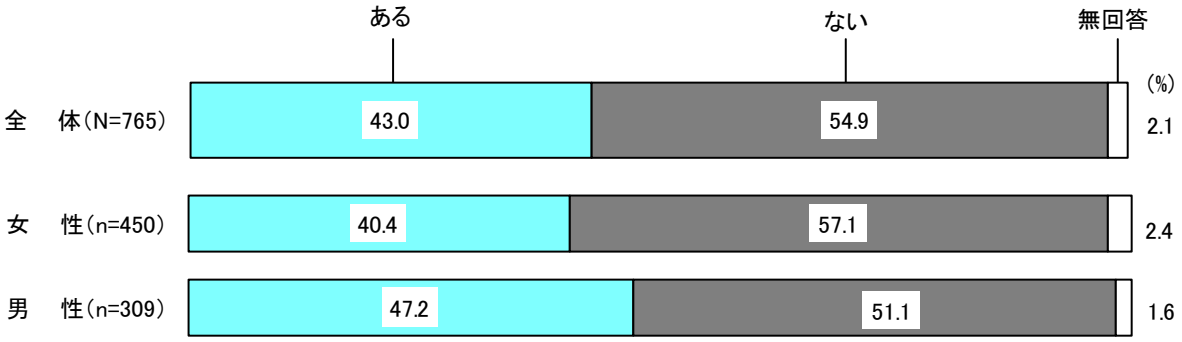

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課

（2）ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、情報提供や取り組み事例の紹介などを行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	市内企業・事業所を対象に、都や商工会等と連携して、労働時間短縮や育児・介護休業法の周知と啓発を行うとともに、仕事と子育て・介護等との両立支援のための情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課

（3）男女ともに働きやすい環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と家庭や地域参加と両立ができるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や市内企業との情報交換などを行います。

事業	内容	担当課
①男女ともに働きやすい職場づくりに関する情報の提供	市内企業・事業所に向けて、都や商工会等と連携して、男女の固定的性別役割分担に基づく制度や慣行の見直しなど男女平等参画に関することや、労働関係法に関することなどの情報提供を行います。	産業振興課 協働コミュニティ課
②市内企業の男女平等意識調査の実施	市内企業・事業所を対象に、男女平等に関する意識やワーク・ライフ・バランスの取り組みについて実態調査を行います。	協働コミュニティ課
③市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体と連絡会を開催し、男女平等参画に関する意見交換会を行います。	協働コミュニティ課
④市内企業との連携事業の実施	都や商工会、市内企業・事業所等と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、啓発と情報交換を行います。	協働コミュニティ課
⑤多様な働き方に関する情報の提供	市内企業・事業所、市民を対象に、都や商工会等と連携して、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	産業振興課 協働コミュニティ課

Ⅲ-２　男性の家事・育児・介護への参加促進

「イクメン」などの言葉が定着し、子育てをする父親の姿が見られるようになってきましたが、家庭役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、主に家事・育児・介護を担っている人は、女性となっています。

男性も仕事と家庭をバランスよく両立していけるように、男性の家事、育児、介護への参加に向けて支援の充実を図ります。

図表　　主に家事・育児・介護を担っている人（既婚者、性別）

既婚・女性（n=337）　（%）

	主に自分	主に配偶者	主に母親	主に父親	主に娘	主に息子	家族で分担	その他の人	無回答
掃除・洗濯	81.9	2.1	0.9	0.0	0.0	0.0	11.6	0.0	3.6
日常品の買い物	83.4	2.4	1.2	0.0	0.0	0.0	10.4	0.0	2.7
食事の支度	86.4	2.7	0.9	0.0	0.3	0.0	6.5	0.0	3.3
食事の後かたづけ、食器洗い	76.6	5.6	1.2	0.0	0.3	0.0	13.1	0.0	3.3
子どもの世話やしつけ	64.7	1.2	0.9	0.0	0.0	0.3	14.8	0.9	17.2
日常の家計管理	73.6	14.2	0.6	0.6	0.0	0.0	7.7	0.0	3.3
家具・家電品などの修理	22.6	54.9	0.3	0.9	0.0	0.9	10.4	5.9	4.2
高齢者や病人の世話	44.5	2.4	2.7	0.0	0.0	0.0	16.3	5.6	28.5
高額商品の購入・預貯金の管理	45.1	28.8	0.3	0.6	0.0	0.0	20.5	0.3	4.5

既婚・男性（n=181）　（%）

	主に自分	主に配偶者	主に母親	主に父親	主に娘	主に息子	家族で分担	その他の人	無回答
掃除・洗濯	5.0	70.7	1.7	0.6	0.0	0.0	19.3	0.6	2.2
日常品の買い物	5.5	67.4	1.1	0.6	0.0	0.0	22.7	0.6	2.2
食事の支度	4.4	82.3	1.7	0.6	0.0	0.0	8.8	0.0	2.2
食事の後かたづけ、食器洗い	7.2	64.6	1.1	1.1	0.6	0.0	22.1	0.0	3.3
子どもの世話やしつけ	2.8	49.7	2.2	0.6	0.0	0.0	22.1	1.1	21.5
日常の家計管理	18.2	64.6	2.2	1.1	0.0	0.0	9.4	0.0	4.4
家具・家電品などの修理	70.2	12.2	0.0	2.8	0.0	0.6	5.5	5.5	3.3
高齢者や病人の世話	3.3	33.7	2.2	0.0	0.0	0.0	21.5	9.4	29.8
高額商品の購入・預貯金の管理	39.2	40.3	0.6	0.6	0.0	0.0	16.0	0.0	3.3

※項目ごとに最も高い割合の選択肢に網かけをしています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

（１）男性の家事・子育てへの参加促進

男性が家事や子育てにかかわれるよう啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

事業	内容	担当課
①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参加の促進につながるような情報を提供します。	健康課 公民館 協働コミュニティ課
②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 健康課 職員課

（２）男性の介護への参加促進

介護休業取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

事業	内容	担当課
①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	高齢者支援課 職員課
②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課

Ⅲ-３　子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応しさまざまな子育て支援を実施していますが、保育サービス利用児童数の増加により、保育サービスの待機児童数は改善されていません。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図ります。

一方、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、母子世帯は平成 22 年に千世帯を超えています。

ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

図表　待機児童数等の推移（西東京市）

（人・%）

	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
平成25年4月1日	10,036	3,098	30.9%	184
平成24年4月1日	10,010	2,893	28.9%	190
増減（H25-H24）	26	205	2.0%	−6

※就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年 1 月 1 日現在）」による。（外国人は含んでいない。）

※保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計。各保育施策の定員数の合計とは異なる。

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所の利用児童を除く）の合計

図表　ひとり親世帯数の推移（西東京市）

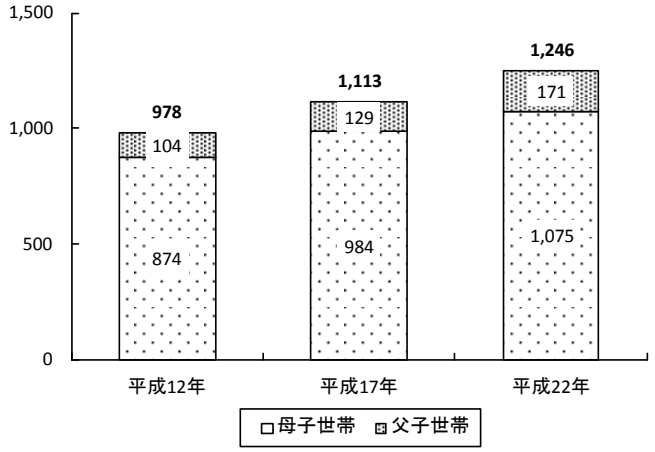

※平成 12 年は田無市と保谷市の合計

※平成 22 年は「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数　　資料：国勢調査

（１）子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、相談窓口の充実や質の高いサービスの提供を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 健康課
②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスを提供します。	保育課 児童青少年課 子育て支援課 子ども家庭支援センター
③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の教育負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。また、市独自の支援を実施します。	子育て支援課 教育企画課

（２）地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成の支援などを行います。

事業	内容	担当課
①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるように、子ども総合支援センターの充実を図るとともに、地域子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、情報誌の作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育課 協働コミュニティ課 公民館
②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	子ども家庭支援センター 保育課
③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	子ども家庭支援センター 児童青少年課 公民館

（３）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し仕事と家事、育児を両立できるよう、支援の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施(再掲)	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	生活福祉課 子育て支援課 健康課
②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。	子育て支援課

Ⅲ-４　介護への支援

市の高齢化率は、平成 25 年は 21.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

また、介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が６割、男性が３割となっています。

家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がいないケースが少なくなく、さらには虐待につながる事例も増加しています。

今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表　主な家族介護者の性別

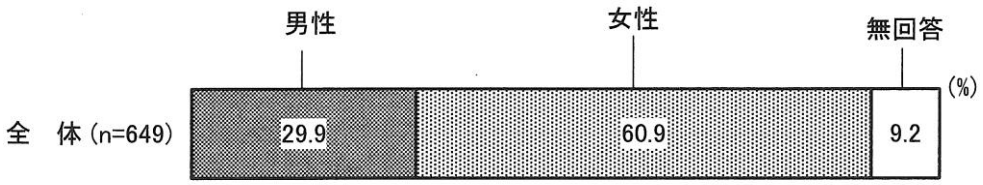

資料：西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）策定のための調査（平成 23 年）
介護保険居宅サービス利用者調査

（１）地域での支え合いのしくみづくり

高齢者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、ネットワークの形成やNPOやボランティア団体等との協働をすすめます。

事業	内容	担当課
①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支えあう体制の充実を図ります。	高齢者支援課 生活福祉課
③NPO や市民活動団体等との協働の推進	NPO や市民活動団体等がより質の高いサービスやきめ細かな多様なサービスを提供できるよう、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。	協働コミュニティ課

（２）家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

事業	内容	担当課
①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、福祉サービス第三者評価システムの活用促進、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課 生活福祉課 障害福祉課
②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課

コラムまたはイラスト予を定

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

現状と課題

◆求められる男女平等推進センター パリテの一層の充実

男女平等推進センター パリテでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。実態調査によれば、男女平等推進センター パリテについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は 16.6%であり、市の公共施設として、市民に十分に認知されているとは言い難い状況にあります。

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画をすすめていくためには、市民が男女平等参画に対する理解を深め、日々の暮らしの中から実践していくことが大切です。男女平等推進センター パリテにおける事業を充実し、市民の利用促進を図ることが必要です。

図表　西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度（全体）

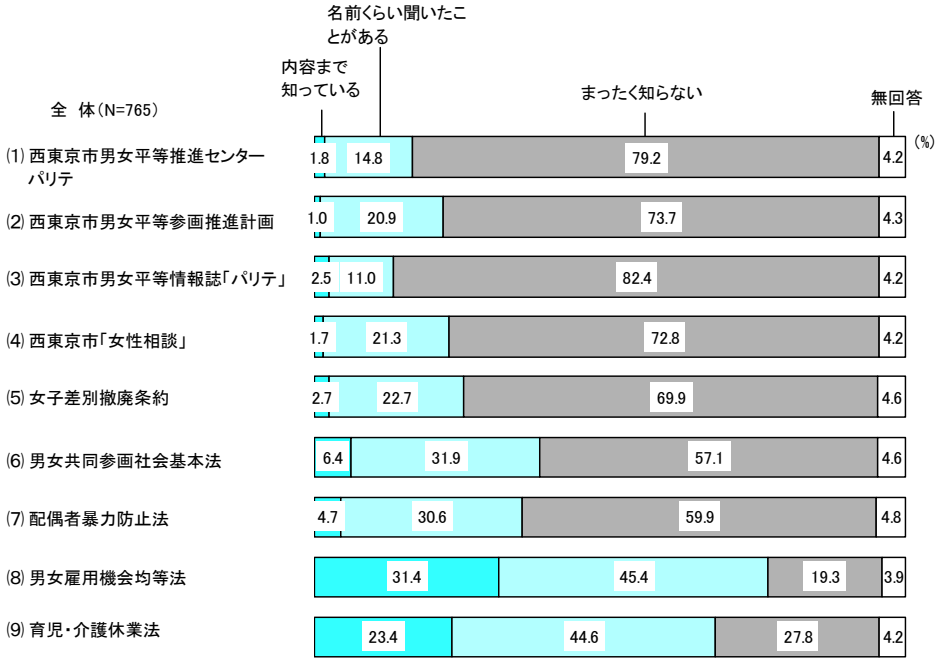

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実

男女平等参画推進計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。特に、ＤＶ被害者の支援においては、相談、安全確保、自立支援まで、切れ目のない支援をする必要があり、関係各課・関係機関の連携が不可欠です。

また、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開するよりどころとなるしくみの整備も検討する必要があります。男女平等推進条例制定について、実態調査では、６割が「男女平等推進条例があった方がいい」と回答しています。

さらに、一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映していく必要があります。

図表　男女平等推進条例制定についての意向

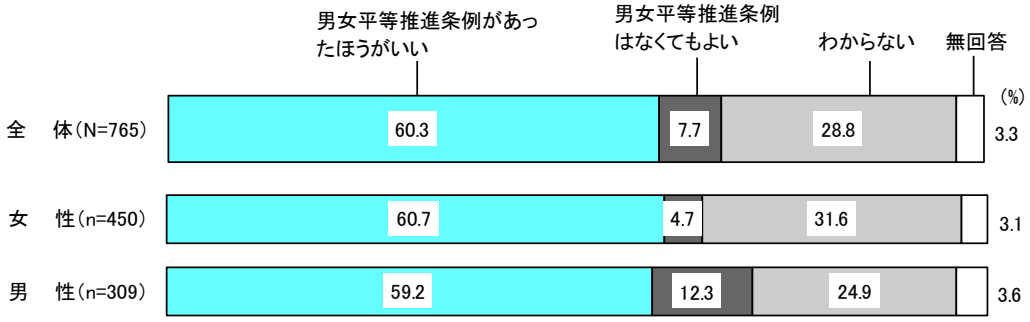

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

◆男女平等参画のモデルを示す市役所の役割

男女平等参画施策を推進していくためには、まず、市職員自身が男女平等参画の意識を持つことが必要です。また、市役所が率先して男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用に取り組み、市内の事業所に向けてモデルを示すことが大切です。

平成 25 年 4 月 1 日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では 48.4%を占めていますが、係長級職以上の女性の割合は 28.5%となっています。男女それぞれの構成比でみると、係長級職以上の割合は、男性は 47.3%であるのに対し、女性は 20.2%となっています。女性管理職の登用は、市内の事業所に向けてモデルを示す以上に、市の政策決定過程に男女平等参画の視点を活かすという意味でも大変重要であり、積極的に取り組む必要があります。

図表　西東京市職員における職層別人数と女性の占める割合

	全体（人）	男性（人）	女性（人）	女性の占める割合（%）
職員総数	1015	524	491	48.4
管理職総数(A)	84	72	12	14.3
係長級総数(B)	263	176	87	33.1
(A)+(B)	347	248	99	28.5
一般職	668	276	392	58.7

資料：西東京市（平成 25 年 4 月 1 日現在）

図表　西東京市職員における職層別構成比（全体、男性、女性）

	全体（%）	男性（%）	女性（%）
職員総数	100	100	100
管理職総数(A)	8.3	13.7	2.4
係長級総数(B)	25.9	33.6	17.7
(A)+(B)	34.2	47.3	20.2
一般職	65.8	52.7	79.8

資料：西東京市（平成 25 年 4 月 1 日現在）

◆計画の着実な推進と進行管理

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。市では、計画の策定時だけでなく、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行っています。市民の声を反映するために、引き続き、市民との協働による進行管理を行うことが大切です。

Ⅳ-１　男女平等推進センター パリテの事業の充実

★重点課題

市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働をすすめます。

西東京市男女平等推進センター パリテ

西東京市男女平等推進センター パリテは、学習・相談・交流・情報の収集や発信・市民との協働など男女平等参画社会を推進していくための活動拠点（オアシス）です。女性相談、活動室、オープンスペース（図書・パソコン・登録団体連絡箱設置）、印刷室を備え、市民との協働で毎年２月に「パリテまつり」を開催したり、企画運営委員会とともに講演会・講座など実施しています。

※愛称「パリテ」とは・・・フランス語で“平等な”という意味です。

西東京市男女平等情報誌『パリテ』

西東京市では男女平等推進のための情報発信・情報提供を目的として、西東京市男女平等情報誌『パリテ』（平成 20 年 12 月に創刊）を発行しています。
情報誌『パリテ』は、市民の視点を大切にし、共感を得られるような企画に取り組んでいます。

（１）相談機能の充実

女性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性相談についてもあり方を検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。また、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

（２）学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催（再掲）	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課
②センター通信の発行と配布	センター通信「パリテだより」等を発行し、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。	協働コミュニティ課

（３）情報機能の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリテのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センター パリテのホームページでの情報の提供	ホームページでパリテの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。	協働コミュニティ課

（４）市民との協働

市民・団体・NPO の交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課

Ⅳ-２　推進体制の整備と充実

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。推進体制強化の一環として、男女平等推進条例や苦情処理機関の設置についても検討します。

一自治体では取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握します。

（１）庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の推進体制を充実・強化します。また、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置について検討します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課

（２）男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課

（３）国や都、他自治体等との連携や情報交換

一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

Ⅳ-３　庁内の男女平等参画の推進

市職員一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した男女ともに働きやすい職場づくりに取り組み、市職員自ら男女平等参画を実践します。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避けるなど、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

市内の事業所に男女平等参画を働きかけていくうえで、市役所が市内事業所に模範を示すことが必要であり、市内の一事業所として庁内の男女平等参画の推進に取り組みます。

（１）男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
③職員の旧姓使用の実施	旧姓使用を希望する職員に対し、旧姓使用の制度を説明・適用します。	職員課

（２）男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランスを進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備をすすめます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画に基づき時間外勤務の縮減に取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課

（３）管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	協働コミュニティ課 職員課

（４）市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

市報や市の情報誌・ポスター・チラシ・パンフレット等の発行物の表現において、男女平等の視点の徹底を図ります。

事業	内容	担当課
①市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布(再掲)	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

Ⅳ-４　男女平等参画推進計画の進行管理

計画に記載された施策の進捗状況について、担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

（１）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みをすすめるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課

◆　課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。

課題の★は重点課題です。

目標	課題		指標	現状値	平成 30 年度目標値
Ⅰ　あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進	Ⅰ-1 ★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合を増やす　＊1	46.5%（24 年）	検討中
	Ⅰ-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域等の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす　＊2	19.3%（24 年）	検討中
	Ⅰ-3	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす　＊3	33.2%（25 年７月１日現在）	検討中
	Ⅰ-4	経済活動における男女平等参画の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす＊4	29.7%（24 年）	検討中
	Ⅰ-5	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会（町会・自治会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす　＊5	47.8%（24 年）	検討中
	Ⅰ-6 ★	男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす　＊6	9.1%（25 年７月１日現在）	検討中
目標	**課題**		**指標**	**現状値**	**平成 30 年度目標値**
Ⅱ　人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	Ⅱ-1	人権を尊重する意識の醸成	女子差別撤廃条約の認知度を上げる＊7	25.4%（24 年）	検討中
	Ⅱ-2 ★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止法の認知度を上げる＊8	35.3%（24 年）	検討中
	Ⅱ-2 ★ Ⅱ-3 共通	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援、男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる　＊9	23.0%（24 年）	検討中
	Ⅱ-4	性と生殖に関する健康支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認知度を上げる　＊10	今後調査	検討中

目標	課題		指標	現状値	平成30年度目標値
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	Ⅲ－１★	ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度を上げる　＊11	43.0%（24年）	検討中
	Ⅲ-2	男性の家事・育児・介護への参加促進	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい男性の割合を増やす　＊12	32.4%（24年）	検討中
	Ⅲ-3、Ⅲ-4共通	子育てへの支援 介護への支援	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい人の希望と実態の一致率を上げる　＊13	4.1%（24年）	検討中
目標	**課題**		**指標**	**現状値**	**平成30年度目標値**
Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	Ⅳ－１★	男女平等推進センター パリテの事業の充実	男女平等推進センターパリテの認知度を上げる　＊14	16.6%（24年）	検討中
	Ⅳ-2	推進体制の整備と充実	西東京市男女平等参画推進計画の認知度を上げる　＊15	21.9%（24年）	検討中
	Ⅳ-3	庁内の男女平等参画の推進	市職員の男女別における係長級職以上の占める割合を近づける　＊16	男性47.3% 女性20.2% （25年４月１日現在）	検討中
	Ⅳ-4	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす　＊17	34%（23 年度各課実績）	検討中

＊1　男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという意識に「反対」と「どちらかといえば反対」と思う人の割合

＊2、4、5、12、13　男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査による

＊3、6、16　庁内調査による

＊7、8、9、14、15　男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合

＊10　男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査項目を新たに追加し、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合

＊11　男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査により、見聞きしたことが「ある」人の割合

＊17　西東京市男女平等参画推進計画実績評価報告により、Ａ評価の割合

資料編

西東京市第３次男女平等参画推進計画（素案）

発　　行：平成 26 年３月
編集・発行：西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課男女平等推進係
〒202-0005　東京都西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館内　男女平等推進センター パリテ
TEL　042-439-0075